

平成 21 年 3 月 11 日 (水曜日)

(会議第 2 日目)

応招議員

1 番	村 越 比佐夫	2 番	山 下 伊都子	3 番	宮 地 葉 子
4 番	田 辺 守	5 番	西 村 将 伸	6 番	坂 本 あ や
7 番	矢 野 昭 三	8 番	浜 田 純 一	9 番	畦 地 一 弘
10 番	森 治 史	11 番	門 田 仁和子	12 番	西 村 策 雄
13 番		14 番	小 松 孝 年	15 番	下 村 勝 幸
16 番	竹 下 芙佐雄	17 番	大 西 章 一	18 番	明 神 照 男
19 番	山 本 久 夫	20 番	小 永 正 裕		

不応招議員

13 番 前 田 寿 郎

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 村 正 直	本 庁 副 町 長	澳 本 造
佐 賀 副 町 長	山 本 牧 夫	本 庁 総 務 課 長	植 田 壯
佐 賀 総 務 課 長	藤 本 岩 義	税 務 課 長	松 本 輝 雄
住 民 課 長	米 津 芳 喜	大 方 健 康 福 祉 課 長	谷 口 明 男
佐 賀 健 康 福 祉 課 長	大 塚 一 福	産 業 振 興 課 長	松 田 二
海 洋 農 林 課 長	矢 野 健 康	大 方 ま ち づ くり 課 長	松 田 博 和
佐 賀 ま ち づ くり 課 長	中 島 一 郎	会 計 管 理 者	野 並 純
教 育 長	松 並 勝	教 育 次 長	坂 本 勝

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 宮 地 愛

議 事 日 程 第 2 号

平成 21 年 3 月 11 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 議案第 66 号から議案第 102 号

(質疑・委員会付託)

議 事 の 経 過

平成21年3月11日

9時00分 開会

議長（小永正裕君）

これから本日の会議を開きます。

初めに諸般の報告をします。

報告第58号が町長より提出されました。

議席に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に欠席の報告ですが、前田寿郎君から欠席の届け出が提出されました。これを報告しておきます。

次に、町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（下村正直君）

皆さん、おはようございます。

今日からまた再開ということでございますが、どうぞよろしくお願いを致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

日程第1、議案第66号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第102号、馬荷辺地に係る総合整備計画の変更についてまでを一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第66号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第66号の質疑を終わります。

次に議案第67号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

山本君。

19番（山本久夫君）

ちょっとこれお聞きします。

4週で56時間を想定しての月額ということで聞いたんですが、それはいいんですけど、その雇いよるこの、要は教育相談員の方をどういう方を想定されているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

お答えします。

ただ今、雇用促進協議会で新しいパッケージ事業、続きまして新しい雇用実現事業等も行っております。

その会長をされておる方を統括してですね、この役を担っていただくという想定でございます。

(山本議員より「意味が分かん」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

山本君。

19 番 (山本久夫君)

今、ちょっと答えが妙に。雇用促進協議会の会長をといることを想定しちゅうということですか。

別にですね、その雇用促進とは別にですね、こういうもんは、新しくその経験者がいろいろおると思うんですが、その中から選定してですね、雇いをするというような方向じゃないがです。そのパッケージ事業でやっているからといって、雇用促進事業の会長をこれに充てるというような考え方がちょっと、その辺が分かりにくいところがあるんですけど。

もう一度お願いします。

議長 (小永正裕君)

町長。

町長 (下村正直君)

議員のご質問、誠にломつとも思います。

実は、ちょっと事情といいますかございまして。その今の会長さんがですね、非常に熱心に、本来名前だけということはないですけども従来、前の場合はですね、事務局の方でほとんど実務をやっております、会長さんは必要なときに出勤するというような状況でしたが、今回は随分ですね、週に4日程度も出ただいて、随分熱心にやっております。

ところが、その雇用促進の事業ではですね、その会長にただの1円もですね報酬を払うということができないもんですから、また先ほど申し上げましたように、だんだんとその中身が濃くなってまいりまして、会長もますます忙しいといいますか荷が重たいというような状況の中で、何かの対応をしなければならないということで、こういう計画にさしていただいております。

議長 (小永正裕君)

村越君。

1 番 (村越比佐夫君)

最初、僕らも合併した折に雇用促進協議会というがは町には関係ないがやと、いろいろ主張されましたわね。ほんで、まあ登記もしてない促進協議会で、全部その国からの直接の費用でということであって、全くいうたら町には関係ない言いながらも、決定するまでのいうたら賃金でいうたらその、去年は2,000万の予算、今年は3,000万の貸付予算。そして、いうたら会長がなぐれゆうきにいうて、町が心配せにやならんという。

ただ、町はいうたらその団体のいうたら申請するね、推薦して資料を出してやる仕事だけやという話が、だんだんと方向が深うなってきたが。

どういう取り扱い今後やるつもりですが、これ。町長。

議長 (小永正裕君)

町長。

町長 (下村正直君)

はい、おっしゃられるようにですね、雇用促進協議会は前回も今回もですね、町とはそういう意味での切り離した関係であるということで、皆さんにも報告もしてきたところです。

ところが、言いましたようにですね、まあ産業振興ということが非常に問われる中でですね、その雇用促進協議会の仕事がほんとに大きくなりました。また、町のこれからの産業振興を進める上でですね、大変重要な位置付けになってまいりました。そんな中でその会長もですね、その責任の重さも感じて、そういう努力をしてくれておるところです。

それで、結果としてですね、われわれの方も無報酬ではこれは何ともならないということで、まあ産業振興そのものが、町の今進めておることということでですね、そういう位置付けで何らかの形でですね、一定の報酬を支払うべきじゃないかということで、まあ最初に言いました雇用促進協議会と町の関係ということから言いましたらですね、若干そういう面もありますけども、事実上産業の振興を図るということに重きを置きまして、こういうことでご理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（小永正裕君）

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

まあ理解せんことじゃないんよ。理解せんことないよ。で、そういうその雇用促進協議会という国から直接来よう、まあいろいろセミナーやったり、ね。で、そういうことでいうたら町には全く関係ないことじゃと言うて、いうたら資料もいうたら外に出さんずつにね、われわれに説明しちよって、ここへきてじいっと、そういうとこに町の財政にいうたらまあ入り込んでくるようなね、ことになってますでしょう。

だから、僕はいうたら何月かの一般質問でもいうたらそういうね、ものと提携をしながら企業とかね、執行部、それから雇用促進らが提携しながら、産業にというような質問の仕方したら、全くそのとおりじやいうて町長、言うたじゃないですか。ね。

だったらこういうことを、もう既にいうたらわれわれもいうたら加味しながらそういうまあ質問したんやから、やっぱそれに対応する説明をしてもらわなあ。こういうことで町に協力してもらうためにも、雇用促進協議会というものはいうたら中身がかなり充実し、行動範囲も広うなった。それに対する会長は無報酬やったと。でも、山崎さんという人もわしも再々会って話をしますけど、立派な方ですわ。だから、そういう人にも協力してもらうために、こういういうたら報酬も町からまあ見るべきやないかと、ね。

町が報酬を見るのであれば、全部町のいうたら監査の対象になるんですよ。いいですか。町の監査委員の監査の対象になる。そういう簡単にね、財政を取り扱うてもろうたら困るんよ。それだけ町長が、執行部が慎重にね、やっぱその人らの活動が町民に反映するような提案の仕方してもらわんと、納得し難い。雇用促進とかいうものが悪いとか、会長が悪いとかいうがじゃないですよ。やっぱ組織としてわれわれが見て取り扱う場合に予算を計上する場合には、それなりのいうたらわれわれが信頼されるような説得してもらわんとやね、何ともならん。

だったら、今までわれわれもいうたらそういうその議会活動の中で、いろいろなことを質問しようけど、何一つ答弁がもんでこない。検討さしてくれとか、ね。われわれは決定権ない、執行権ないわけやから。だけど、ある一定地域のニーズに沿うた質問をしゅうけれども、なかなか返事がもんでこん。

くどういようすけれども、この雇用促進協議会というものに対して、どれだけいうたら財源食い込んできよります。1年間いうたら2,000万というものはもんでこんわけでしょう。これだけのものいうたらことを見るであれば、何でもっと門戸を開いてわれわれ議会に対してやね、やらないの。今までの人が全部われわれの言うたがうそなってくるじゃないですか。全部うそやいか。何で議員をだますの。関係ない関係ないいうて、それ一点張りやった。何でうそを言うたが。

今はこうであるけれども、だんだんと中身がこうなってきた場合には、町もこれか

ら介入していかなあならんというような説明やったら分かるが。やめなさいや、はっきり言うて。人を愚弄（ぐろう）するようなあんな答弁してまわって。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

私の方から、少しお答えさせていただきたいと思います。

この雇用促進協議会の件につきましては、まあ昨年からですね、新たな新パッケージ事業ということで、新たにまた雇用促進協議会の方でやっていただくというときに、議会の方でもですね、説明させていただいたと私は記憶しておりますけれども。今回につきましてはですね、前は除きまして、今回は前回の反省も踏まえながらですね、この雇用促進協議会、当面はこういう形で国の全額委託をもってですねやるという話をしてきましたけれども、これから必要であればですね、町としてもこの雇用促進に対してですね、ある一定の負担といいますか財源は伴うというふうに私は説明させていただいたというふうに思っています。

今回はですね、今町長からもありましたけれども、冒頭提案説明でもさせていただきましたけれども、町民のアンケートの中でも雇用対策は非常にこう、一番アンケートの中でも多かったということで、どうしてもこの雇用対策というのはですね、町としても重点的に取り組んでいかないかんないということでですね、まあこの新パッケージ事業と併せてですね、今年2月に雇用創造実現事業ということで、さらにこの雇用対策をですね、強化していきたいということで、今まあ5人とコンサル1人、6人くらいをですね雇用しまして、積極的に対応しておるところでございます。

また今回ですね、国の景気対策等に呼応しまして、県がふるさと再生特別交付金事業とか緊急地域雇用創出特別基金事業、そういったものをですね、どんどんどんどんやって対応してきておりまして、町としましても今回、この今議会で補正対応、また21年度の当初予算でもですね、計上させていただいております。そういったもろもろの雇用対策をしていくためにはですね、どうしてもやはりきちとした体制整備というものが需要であるというふうに考えておりまして、こういったですね相談所を設けて、雇用相談員を設けてですね、それらを一括に網羅しながら、なおかつまた新たな雇用の創出、相談、そういったですね住民からの相談も受けながら、雇用対策をですね強化していきたい、努めていきたいという考えでございますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

あのね課長、雇用促進協議会というものが、ね、どれだけほいたら企業に対して、また販売に対して、どれだけ影響を持ってるの。

今やりよういうたら30人雇用して清掃しようね、ああいうがをいうたら30人でも40人でもやね、1年間とか2年間とか3年間とかいうてね、雇用するがが一番いうたら効果的じゃないですか。ね。

今言いう、その特別交付金の雇用促進うんぬんいうががこれは単発的な、継続で何十年もいうたら続く予算じゃないですよ、これは。ねえ。

もっというたら効率的にやね、町民に直に生活に支援できるような雇用の方法がね、幅広い。そういうことを中心にして考えちゃらなやね、絶対駄目ですよこれ。何か名前がね、高度なきに言うけど、実際、事務員塩田、会長じゃち苦労しよりますが。で、銭を出すんじゃない。もう少し具体的に実のあるね、われわ

れにもいうたら雇用促進協議会の動きらが見ればええけど、見えないじゃないですか。

僕が言うたようにやね、何でもいたら雇用促進のいうたら事務員とかそういう雇うちょう、まあ3人か5人か知らん雇うちょうらしいけど、もう少しデータを集めるような作業をねしてもろうて、それがいうたら行政のいうたら参考資料として活用できるようないうたら資料もやったらいいじゃないですか。全然、われわれには見えない。

ほんで人を雇ういうたらね、セミナーへ来ちょうもんじゃないと雇わんじやとか、規制されてくる。パッケージ事業とかね、そんなことでもう分からんことじゃないんですよ。ほんで会長が骨折りゆういうことも分からんことじゃない。だけど、これだけこのいうたら町の予算の中に会長の報酬まで組み込んでくるなってきたらね、かなり行政もいうたら監督せにやあならん義務がある。違いますか、町長。ねえ。

そういうね、あまりにもいうたらなれなれでねやってもろうたらね、われわれ議会としても納得し難い。もっと、やらないかん仕事なんぼでもある。

町長、そこらあたり具体的にね、町の執行部に対する出来上がった資料が参考資料として使えるようないうたら組み立てが、資料を作成してもらような指導をしてくださいや。

それしますか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

はい、簡潔に申し上げます。

まさにそのところが一番大事というようにとらえておりまして、というのは前回、まあ国のお金でやるからということですね、3年間で尻切れトンボのような状況もわれわれも確認もしまして、大いに反省致しました。

ほんで今回、何を置いてもですね、この事業が3年後にですね町の事業として、まあこの事業そのものではないにしてもですね、この産業振興、あるいは雇用の創出、そういったことが実現できるようにこれを引き継いでいくといいますか、それを実のあるものにしていくということがもう一番求められることというふうに会長も私も考えておりまして。そのためにそれを、今までみたいな雇用促進協議会にそっくり任せたという状況ではいかんと。町が雇用促進協議会がつくった、あるいはいろいろ手掛けたことをですね、町のものとしてその事業がなくなっても生かしていくと。

これがもう、そのために、今回会長にそういう任をですね、担うていただくということでございますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

こういう意見が出るということはですね、町長ね、やっぱり手順を欠いちょうが、手順を。ね。

この、いわゆる今の山崎会長を常任、いわゆる常勤にしてやらないかん。そうやないと、なかなか前へ進まん。それは分かるんです。みんな分かっちゃうと思うがですよ。いわゆる県のね、知事が取り組んだいわゆる実行元年とも言われちゃうし、いわゆる産業振興を県民運動にするぜよと、そういうね、ことで促進協議会をつくってやりようことはこれね、時代にも合うちょう。よう合うちょう。それをね、活動しやすく効果のある実を結ぶにはね、やはりね会長にね、もう常勤でやってもらいたい。これは正解なが。

しかしね、手順を欠いちよる、手順が、町長。このね、いわゆる町長の施政方針の中にね、予算の概要いう

ことも書いてますし、当初、いわゆるこの施政方針の中にね、産業の振興等々のことについても、いわゆる網羅してもう書かれていますわ。しかしね、今度これね、4日にね出された、いわゆる町長の平成21年度の予算およびこの概要説明の、いうことを4日に出した。これね、出すがやったらねやはり一昨日ね、この施政方針と一緒にこの予算の概要、大綱を示す。そのときにね、十分な説明をすればね、こんなことにならん。これ大事なことやき、進めないかん。このね、時代にマッチしたことをね、先取りしてやりよったということは、これはね、すごいことや。非常に大事な。しかしね、これ村越議員が言うように継続で何年もできることやないんですので、いわゆる新聞にも高新にも載っちゃうように、3年後はどうなるやら分からんぜよということを見ると、現在の日本のその状態を見たときに、経常経費がこれほど落ち込んだことはない。いつ、どうなって予算を切られるやら分からんから、よかって3年、それでいわゆる実を結ばないかん。

町長の考え、いわゆる総務課長の考えもよう分かる。非常に大事なからやらないかん。やらないかん手順を欠いちょう。何でこの施政方針の中で、4日に出したような細やかな数字を挙げた、数字を挙げたいわゆる事業を、数字の裏付けのあるね、説明をしてもろうて、この手順を踏んじよったらよ、こんな意見出ん。手順を欠いちよらしませんか、これ。4日のこれ、概要説明、この大綱についてもよ、これは協議会やからね、これはもう関係ないというような議題でも何でもないわね。町長の考え、言うたようにならん。この施政方針よ、昨日、一昨日出た。これがよ、基本やろう。基本やったら、何で4日のような資料がここに出んがです。そうしたらね、今緊急のいわゆる課題である地域のね落ち込みを活性化せないかんいうことで政府が1兆円つくって、それこそ上から降ってきたいうて書いちゃうけんど、まあ今の人は言葉を知らんいうかね、昔はね、これ棚ぼたいう。棚からぼたもち。そういういわゆる緊急な予算ながよ。それに雇用促進がものすごい、知事もうたわれてこれは、それを実行できるがやから。初めの説明さえね、詳細な説明さえして展望のある、何年かでこれはもう10年、町長はこれで10年いうて書いちゃうけんど、4日ののがには。そんなに日がないがじゃに。

こういうことやなしに、これもまとめて1つにしてね、ああ、そうかということになると、こんな意見は出んですよ。だからこういうふうな指摘をされますので、手順をちゃんと踏んでくださいや。

おらの質疑のがも、あれへ議題にも載っちゃうらんけんど、なんじゃお、この施政方針というものはもう基本中の基本や、大綱やに。大元やお。何でこれを4日のがへ1つにして出さったか。だから、手順を踏んでないからこういうことになるがですよ。もっとね、手順を踏んでください、大事なことですからこれは。促進せないかん事業ですのね。

町長ひとつ、課長もね、ひとつその点を分かるようにね、もう1回説明してや。

(議場より「すいません、関連で」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

まず答弁いただきます。(議場より何事か発言する者あり)

植田総務課長。

本庁総務課長 (植田 壯君)

お答えします。

この手順といいますか、そこな辺が間違うちょうというような質問でしたけれども。まあ別に、われわれも逃げるわけではありませんけれども、まあ協議会ではですね、その概要をまあ示させていただいたと。でその後、この本会議ですとね、町長の施政方針を言っていたと。施政方針についてはですね、それほどまあ数字的にははめておりませんが、まあ手順そのものは皆さんから言ったら間違うちょうかもしれませんけれども、われわれは、まあこの手順は間違っていないというふうには考えていますし、まあいろいろな形ですとね、この雇用促進協議会等につきましては、議会の方にもまた説明させていただいておりますし、また、この間も

区長会でもそういう形ですね、少し報告もさせていただいてますので、これからもですね、いろいろ皆さんにも手順を踏みながら、また新たなことが起きるようでしたら、また結果とかですね、そういった部分につきましては、また議会の協議会等でも十分また説明させていただいて、この事業はまあ推進していきたいと思っていますんで、よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下芙佐雄君）

どうもこう、議論がちぐはぐなことを言いようが。

これは教育相談員、誰の相談相手になる。これが1つ。（議場より何事か発言するものあり）

まあまあ、それ1つとね、教育相談員と、ええ。（山本議員より「違うぜ、全然」との発言あり）今の議論しようがはこれじゃないが。（議長より「67号です」との発言あり）67号じゃろ。7号で、教育相談員にその雇用促進協議会の会長を持ってきて、それで保障するというふうに聞いちょうか、まあそうじゃないの。（議場より発言あり）ええ、これへ追加するの。（森議員より「1項の私生活就労相談員を設けるという部分で」との発言あり）ああそうか、これは教育相談員じゃないか。（議場より「じゃない、じゃない」との発言あり）まあ、生活、ちょっと待て。ほいたら、生活相談員にするがやったらやね、雇用促進協議会の会長に給与保障するためにその生活相談員をつくって、そこですという内容に聞こえるけれども、ほいたら、その生活相談員に対してするということは、これは別個の問題。雇用促進協議会で会長の給与は検討すべきやろう。そうじゃない。

ほいたら、生活相談員はほんなら誰がその生活相談員に相談するの。今の、ここへ雇用促進協議会の会長を持ってきて、生活相談員にするという。これは、雇用促進協議会の方で運営せなあかんろ。生活相談員は生活相談員として、まあ生活保護法の問題からいろいろあるじゃろうと思う。生活相談員は、あくまでも生活相談員として雇用促進協議会とはもうこれは別個のね、別個の規定でしょう。そこらあたり、みそもくそも一緒にこうしちょうような感じがするけれども、そこらあたりどうなんです。わしゃあはつきり言うて、雇用促進協議会で会長の給与は、そこで検討すべき。ほんなら、生活相談員は生活相談員として本当に、民生委員からこい含めていろいろ生活の相談をしよるわけですから。そこらの点をやっぱりみそくそ一緒にたにしてやりようことと、それからもう1つはね、非常に危惧（きぐ）するあれを持ちょうんですが。

どうもこう組織の内容の中で、やっぱり内部工作の中で、やっぱりこの行政の私物化。一部の特定のメンバーの私物化というのがこういう形でこう進みようような感じがするんだ。やっぱり、公の場で本当に住民に全部こう説明責任の取れるような内容で、その人事の配置も何にもこうしなきゃならんが、特定のグループによって、特定の内容のこの行政の中の私物化が今、議会も、執行部の中も含めてですね、こう組織化されていきようような感じがするんですよ。

そこらあたりどうなんです。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

一番の原因と申しますか、本当にわれわれもこれがですね、雇用促進協議会の方からこの会長さんの給与報酬がですね、出せたら全く問題ないわけですけども、その制度上ですね、それは全く出せないと、1円も出せないと、こういうことでございましたので、先ほどから申し上げていますように別の形ですね、町の方からお支払いをするということで。そのために、この生活相談員というふうに言われましたけども、生活就労相談員ということでですね、まあ雇用促進協議会の業務そのものがすべて雇用の促進、あるいは産業の振興という

ことを手掛けておるわけでした、そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

また、一部の人間による、まあ行政の私物化というふうなご指摘でございますけども、それは全くございません。われわれはとにかく雇用の場もつくりたい、産業を振興したいという思いで、ひたすら取り組んでおるつもりです。

よろしく。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

どうもその説明が、どうしたちはっきりせんというのは、雇用促進協議会の、これはまあ人物でなければいかんというのか、生活相談員は。就労相談員は。

これは町民が金を払うて税金で払うて、この給料を払うていくんだ。雇用促進協議会の会長に座ったのは、そういう給与の保障とか何とかそういうものはない。最初から分かつちょうんでしょう。そういう中で会長として受けちょうわけですから、ね。だから、われわれ議会も雇用促進協議会の会計については審議することもできなあ、何にもすることができない。議論することさえできない。ただ、議会でまあ報告をせんでもかまん。報告する必要もない。国から来たあれば、議会は行政の頭越えにして雇用促進協議会に入りようわけですから、それをチェックする権限も何にもない。そういう特定の組織の中で運営をされようんじゃ。民間企業として、同じような形で。その人の、会長の給与をね、こういう形で非常勤職として何で町が支払いをしなきゃならんのか。そうでしょう。みそもくそも一緒くたにしてやね、雇用促進協議会で会長の給料が払えんから、まあ生活就労相談員としてやります、これは生活相談員としてするばあの、雇用促進協議会の会長としてやりようから、その生活就労相談員としてそれだけのことができるか、本当にやれる能力があります、はっきり言って。

とにかく生活と就労と、就労は就労で職安所へ行って今、どんどんどんハローワークの方で行きよりますよ、はっきり言うて。どこに、この町内で生活相談員としてその就労を受け付けることをやりよります。実際にそこを通じていけば就労できる保障があります、はっきり言うて。雇用促進協議会がそれ責任持ってやりよります。それだけの仕事をしよりますか。ひとつつも目には見えんですよ。住民もそんなことは知らんですよ。本当に、本腰入れてやりますか、その仕事を。生活就労相談員とすれば、生活の問題も就労の問題もきちっと、その相談に来られた人に懇切丁寧にして、就労できるまでその面倒見なきゃならん。口先だけじゃいかん、肩書きだけじゃいかんねん。ねえ。何でそういうそんなことに、われわれが税としてここでまた付け足して、その生活就労相談員、これはさっきはちょっと勘違いしましたけれど、教育相談員といえども、やっぱしその教育相談員、子どものことによっていろいろ心配事ができたら駆け込んできて相談をする。そういうことがきちっとやっぱし住民に伝わっていくことをね、しなきゃならん。これは行政の基本でしょう。パソコンだけをずうっとにらみよったち何にもできんですよ、はっきり言うて。そこが、住民と今行政とのギャップいうか、こう別個になってしもうて、ひとつも通じやらんです。

だから、そこらあたりを（マイク切れる）

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 9 時 37 分

再 開 9 時 38 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。（マイク、切れたまま）

暫時休憩します。

休 憩 9 時 39 分

再 開 9 時 40 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁をお願いします。

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

お答えします。

この今回のですね、この生活就労相談員につきましてはですね、今町長からも答弁がありましたけれども、これまでというか当初に取り組んでおります新パッケージ事業のですね、雇用促進協議会のみの（マイク切れる）仕事であればですね、ある一定ボランティア的な部分でもできたかもしれませんが、今回はですね、これらに加えて先ほども申しましたけれども、（議長より「ついちょう」との発言あり）地域雇用創造実現事業とか、（議長より「ついてない」との発言あり）また、ふるさと創造再生事業……

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 9 時 41 分

再 開 9 時 42 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本庁総務課長（植田 壯君）

お答えします。

この件につきましてはですね、雇用促進協議会、先ほども町長の方からも答弁がありましたけれども、雇用促進協議会というのはですね、まあ新パッケージ事業をこれまで取り組んできました。今回新たにですね、また地域雇用創造実現事業というのを今年の 2 月からまた始まりまして、なおかつそれに加えて、21 年度からふるさと雇用再生特別交付金事業、それから緊急地域雇用創出特別基金事業、そういった諸々のですね雇用対策に対しましては、現状ではですねなかなか対応しきれないと。で、そういったですねどうしても体制を充実していかないとですね、この難しい問題をですね、この 3 年間でまあ効果を上げていくというのは非常に難しいと。

そういう意味でですね、やはりこういった報酬も出しながら、これまでも責任を持っていただいておりますけれども、よりそういったですね責任を持っていただいて対応していただくためにはですね、こういった生活就労相談員（マイク切れる）

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 9 時 43 分

再 開 9 時 44 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

西村策雄君。

(議場より何事か発言あり)

あ、まだ終わってない。

もう一度、植田課長の方から答弁をいただきたいと思います。

お願いします。

本庁総務課長 (植田 壯君)

最初からまた言います。

これまでのですね、地域雇用促進協議会につきましては昨年から取り組んでおりまして、これにつきましてはですね、新パッケージ事業で取り組んでおりました。

今回新たにですね、2月からまあ地域雇用創造実現事業、また21年度からですね、ふるさと雇用再生特別交付金事業、緊急地域雇用創出特別基金事業、こういったですね諸々の事業が入ってきましたので、これまで以上にですね、やはり体制整備を強化していく必要がある、というふうに考えております。

従いまして、これに本来なら職員をですね、1人くらい付けても十分かまんくらいなですね、仕事ではないかなというふうに考えておりますけれども、現在、町の職員につきましては定員等のこともございましてですね、なかなかそこに張り付けできないということもございしますので、こういう相談員を設けてですね、まあ体制整備を図ってですね、この雇用対策、一番今求められております雇用対策に対しましてですね、町も積極的に支援をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

議長 (小永正裕君)

西村策雄君。

12番 (西村策雄君)

先の、1回でやめろう思いよったけんどね、やはりね、事態が変わった。今、この総務課長の言うようにね。

話元へ戻るけんど、僕への答弁はね、いわゆるその施政方針と概要についてのなには手順は踏んじよう言うけんど、手順を踏んじよらんきこうなるが。緊急ないわゆる予算が、不況の中で降ってきたとも表現されちゃう、高新に載っちゃうけんど、そのとおりや。だから事態はね、いわゆるその大変な地方のこの落ち込みを何とか止めろうとして、いわゆる国も県もこれに取り組みようがやから、その説明を初めにしちよったらええがやけんけど、せんずつひょっこり出すきにこうなるんよ。そうでしょう。これね、植田課長の言うとおりね、これはね専従でね徹底しちやあね取り組みをせないかん。絶対せないかんですよ。そうやないと実を結ばん。

そういうことは分かっちゃうにやね、説明をせんずつやるからね、こうなる。何でもそうや。このね、わしやあ合併してから大方方式いうけんど、ちゃんとやりようか思うたら、これ去年からよねえ、町長のこの施政方針みたいなながが出てきたが。みたいなながが出てきた。この中でね、いわゆる現在の財政とさまざまな事業の問題、これから進むべきこの産業の育成、雇用の促進、大事なときやに、大事なときやに何でもうちとねちゃんとしたもの出さんがぜよと。出さんからね、これでええかえということになるがですよ。これは緊急事態のね、私は提案やと思う。それは認めないかん、絶対に。大事なことや。その説明がね、十分になされんからこうなる。課長、ちょっとしっかりしてやってくださいや。ねえ。町長を支えるがは課長やお。特に総務課長はね、町長のねまあ右腕いうたら副町長も2人もおるしよ。やけど副町長らもねもうちとね、2人もおるがやから、ね。町長の補足してね、どうぜよと。だって4日に副町長がわしに、われはえらいしつこい質問しよったら、しつこいいうたち項目を挙げて言いよったがやけん、町長に聞け言うつろう。聞かんでもそういう意見があつたらね、ここでね施政方針をかつちりね、あの旧佐賀の町長は代々、この施政方針をこさえちやがね。これをね、こんなに出してもろうたらね、文句はない。ほんで議員もね、勉強になる。あらゆる基金の使途とかね、財源はどこから来よらあ、補助金がまで、ばっちり書いちゃうわけよ。これ、9枚にもわたって

書いちょうぜ。ね。

ほんで最後にはね、特別会計の増減まで書いて、いわゆるどういう状態になってくるまで、来年度はこうなるだろうとまで書いちょうけんど。これ行き当たりばったりのね、いわゆるそのとき見たがで書いちょうからこうなるんよ。

その点でもちょっと誠意のある答弁してくださいや、分かるような。そうやないと、私の言い方は間違うちょらんいうて言いようけんど、ばらばらやにこれ。4 日のがは議題にここでやららったらね、単なる紙切れなんですよ。書類で議会が通るがじゃないですよ。発言をして初めて議題にもなるがやから。ねえ。そういう指摘があったということはね、証拠にも残せるやお。じゃけんど4 日の話、あれ証拠になりますか。単なる話し合いやに。そういうことをするからね、こうなる。大事なね県とのね、連携を取るというながらやるいうたらね、この知事のがを全部私切り取ったがね。近ろは高知新聞あたりにせなあ、もう向こうが暗闇ばあ書かれちようから、これをね参考書にもう徹底した切り取りしようけんど。徹底した知事がね、これほどまでやるかえというまで取り組んじようわけよ。ほんで85 億のうちの84 億2,500 万は来るがじゃお、ここへ。その県の中へ配分されるがやから、それで実行するがやき、なんちゃあ1 人、2 人雇うてもね、問題はない。やらないかん。今こそやらないかん。時間もないが。そういうときにね、安価なねこういう今までみたいな、いわゆる大方式はうんとええわよ。ええけんどね、僕らには分からん。数字がないき。そういうふうにやってもろうたらね、文句誰ひとつそんなことはない。やらないかんことですので。止めたらいかん。絶対これは、促進協議会も止めたらいかん、大事なこと。

それからね、中山間地域保護いうて、高知県のいわゆる産業を表へ出すいうがやから、何一つ下げてもいけませんよ、これは。この予算は。それやにね、説明がね、なってないが。今後ね、うんとちゃんとした説明をしてくださいや。今の雇用の問題についてのね、説明を町長の言うとおりの、町長の答弁も間違うちょらん。そのとおり。しかしね、もうちいと補足をね、副町長も2 人おるがやから。課長もこればあおるぜ、べったり、りこい人が。何でできんがです。それさえしたらね、こんな意見は出んがですよ。

その点どう思いますか。もう1 回聞きます。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

お答え致します。

課長の方からですね、いろいろ雇用関係、産業振興の関係の取り組み等も話が出ましたけども、いろいろございます。

それで、おっしゃられるように高知県としてもですね、今度の産業振興計画ということで221 項目のですね、取り組みが各市町村から挙がってきております。そんな中で、今から県と連携しながらですね、思い切って取り組んでいきたいと思っておりますが、その一つ一つの事業については雇用促進協議会の方でやっていく事業、あるいは町の方でやる事業というふういろんな形でですね、取り扱いがそれぞれ違います。

しかしながら産業振興、あるいは雇用の促進と、創出という点では、これを一本化して考えていかなければならないということで、この今回の施政方針でもですね、まあ雇用産業ということもうたっておるわけですけども、今回この雇用促進協議会の取り組みについて、その成果をどうしても町のものとして残していかないかんということでございますので、まあ制度上いろんなことがございまして、こういう方法をお願いをしておるところです。

また、元に戻ってですね考えますと、議会でもう去年、一昨年からですね、雇用と産業振興については随

分皆さんも厳しいご質問もありまして、私どもも何とかしなければならないという思いで、今日まで取り組んでおるところです。

そんな中でも、まあ財源も大変厳しい状況ですので、この雇用促進協議会の国のお金ですね、そういった試みができるということについては、これはもう渡りに舟というふうな思いで、が、前回のことがございましたので、前回も間違ってるとは思っておりませんけども、まあいろいろな反省点も確かにあったかと思えます。そういったことで反省も致しまして、今回は先ほど竹下議員からのご質問ありましたけども、この取り組みについての周知もですね、広報、また別冊子等でいろんな形で図ってもおります。また、私も周知をとにかく図ってくれということは申し入れてもおります。

そして監査をですね、権限がないとかあるとかいうことは別にして、こちらについてもできる限り公開してですね、皆さんにもご報告をさせていただきますということは、この事業の冒頭からですね申し上げておりますので、私どもとしてはまあこういう状況で少しですね、すっきりしない部分は確かに制度上のことでございます。ございますが、とにかく産業を振興したい、雇用を創出したいということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、西村議員のですね、手順の問題については、まあわれわれも手順そのものがですね、全く間違っているというふうには思っておりませんけども、皆さんにですねその辺が十分伝わっていなかったのもあるかなというふうにも思っておりますので、まあ今後そういった点、執行権は執行権としてですね、また議会の皆さんにはなにぶん議決をいただければいけないわけですので、そういう事前のお願いといいますか報告等もですね、織り交ぜながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6 番（坂本あやさん）

すいません、整理をしてちょっとお答えいただきたいんですけども。今ですね、ご説明があったのが、雇用促進協議会のことが中心になって話をされているんですけども、これ本来条例ですので、町が就労の相談所を設置するんですよね。そのための条例を作ってるわけですよね。そこの中の事業を誰がするかという話になれば、今事業に携わっている、雇用と創出等に携わっている雇用促進協議会の方で受け持ってもらいたい事業であるということですよ。

そのところをちょっとはっきりさせていただかないと、最初言ってたようにですね、雇用促進協議会の会長の報酬がうんぬんというような話とはまた別問題だと思うので、そこを整理してちょっと説明をしていただきたいんですけど。条例を作るということは、町がこの事業をしなければならないということですよ。そのためにどこにその仕事を任すかというときに、この就労の相談員を設置するということの条例を提案されてると思うんですが。

そのあたりを整理して、もうちょっと説明いただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

奥本副町長。

本庁副町長（奥本 造君）

それでは、私の方から条例についての説明をさせていただきたいと思います。

本条例につきましては、生活相談員として雇用促進協議会の会長さんをお願いをしたいという考えでご提案をしているものでございます。

だんだん町長、あるいはまた課長の方からも答弁がありましたように、雇用促進協議会の任務というのは大

変重要な任務を果たされるようになっておりますし、また、町独自の事業も相当の事業が入ってきております。町と雇用促進協議会とやはり連携を取りながら、よりよい事業を執行するという考えでおりますので、その点でよろしくまあご了承くださいたいと思っております。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

総務ですけども、総務委員会に私入っておりますけども、ここの議事録に残していただきたいと思うことがあって、全体的にまあお話聞いてもらいたいと思ひまして質問させていただきます。

ちょっと私の方でも整理しづらかったんですけど、雇用促進協議会がやろうとしている事業と、それから、今回国の方が第2次補正でしたか出しましたよね、いろんな。それは、今雇用が悪化してて、まあ派遣社員がああいうことになるとか、世界的に不況があって、日本中が大変になっているときに国が補正を組んで雇用を、大変だから地方へでも組みなさいということで私出してくれてるんじゃないかと思うんです。

それとごっちゃになって、こう今回説明があったように思うんですけども。まあそれも、やっていかなきゃならないということで雇用促進協議会を、それを窓口にするというふうに私受け取りました。それでまあ間違いないければ、それでお答え願います。

それでしたらですね、私は国がやってる第2次補正のことは、何も雇用促進協議会を迂回（うかい）する必要はないと、そういうふう思うんです。それは各自治体でもいろいろ取り組みをやっているんじゃないかなと思うんですね。

というのはですね、雇用促進協議会は、先ほど町長も触れましたけども、前回の3年間で1億5,000万のお金が入っているときには不透明さがあった。なかなか町民にも知られてなくて、その領収証を見せてくださいということでまあ2日間見せていただきましたけども、なかなかコピーももちろん取らせてもらえない。その内容を見てみると、やっぱ富士通に半分以上流れてて、なかなか1億5,000万が町民のために使われてきたかというのが議会を通してはいかれないかったですよね。で、そういう反省点も少しあったというふうにお聞きしましたけど。その雇用促進協議会に、この国がやろうとしていることをまた全部任せていくというんであればですよ、これ私が勘違いしているんだったらご指摘をお願いしたいんですけど、それだったら私はわざわざそうする必要はないと思うんです。町独自でやるべきだと思いますし、そうしないと雇用促進協議会に大きな権限が出てきますね。この雇用促進協議会というのは、いろんな権限を持ってきて、今本当に雇用が大変で、誰もが町民が雇っていただきたい。ところが、雇用促進協議会が雇う権限を持っていくんだったら、そこに本当に透明さが必要になってくる。でも、今まではそれが少し欠けてたと、私はそう思うんです。今後もこの大きな事業のときにそういうことを続けていくのであれば、大きな問題が私はあると思うんです。

それから雇用についてはですね、以前から町長のひとつの目玉といいますか政策としてですね、雇用の無料相談所というのを設けてたと思うんです。だからそれ自体も続けていってますので、わざわざ雇用促進協議会にそういうことをお任せすることもないですし、町として責任持ってやっていかなきゃならない事だと思うんです。

で、今後ですね、雇用促進協議会にそういう大きな権限まで任せていかれるんですか。その点もお聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

先ほど課長の答弁です、どうも皆さん誤解をされるんじゃないかと思ひまして、先ほどの答弁の中でですね、雇用促進協議会のやる仕事と、国のいろんな事業を受けて町がやる仕事と別ですというお話を申し上げました。おっしゃるとおりです。

それで、雇用促進協議会でやっていたこととですね、特産物の開発とかそういった点においては以上に町の取り組み、いろんな部署での取り組み等こう全部リンクしたような状況があります。それで、そのへんをですね、この雇用促進協議会の取り組みにウエートを特別に置くということじゃないですけども、もう関係も町の事業といろいろしてきますので、全般の意味を込めて、こう生活就労相談員という形をとらせていただいているということです。あくまでもそれぞれの事業はですね、窓口は別ですし、責任のあれも別です。

以上です。

(宮地議員より何事か発言あり)

議長 (小永正裕君)

明神照男君。

(宮地議員より「ちょっとすいません」との発言あり)

すいません、宮地さんは総務常任委員になってますんで。(宮地議員より「いや、答弁になってないです。これだけはお聞きしたかった。じゃあ、窓口は別なので国の事業とは別ということですか。それだけ。私はお聞きしたい」との発言あり)

明神君ちょっと待ってください。

町長。

町長 (下村正直君)

はい、国のです、緊々雇用の緊急事業とか、そういうのは全く雇用促進協議会には関係ございません。別です。

(宮地議員より「はい、分かりました」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

明神照男君。

18 番 (明神照男君)

町長ね、うそでもかまんいう言葉があるがやけんどよ、自分らね、そのうそにだまされたよった、自分は、いうことはよ、町長が先ほどの説明で、雇用促進協議会の会長さんが無報酬やきいうことを言わざったらよ、なんちやなかったこと。新たにこの条例で、生活就労相談員という役の特別職をつくって、その人に月額7万5,000円のお金を報酬として出すがやねやと思うて、それ問題ないと思ひよったわけ。

けんど町長がよ、うそでもかまんことをほんまのことを言うてくれたきよ、ほんでこれ問題になったがぜ。このね雇用促進協議会、今竹下さんと宮地さんの話があつたように、自分らあも一緒になってからいろいろ聞いたらよ、うさんくさい組織やと思ひよった。けんど、西村議員の話では今度の会長さんはなかなかええ人みたいなぜいうことでよ、ほんで自分も漁業関係、今この雇用促進協議会がカツオの関係のが、まちおこしいうことで取り組んでくれて、何回か会にも参加さしてもらい、それからその会長さんとも話させてもらうて、いうあれやきにね。ほんで、あら、これは前のあれとは違うよと思ひて、それから先ほどの課長の説明にもあつたように、この緊急の問題が出てきてという、行政として取り組まなあいかん問題も出てきたき、いうようなことでね、自分悪いことやないと思ひが、これは。

けんど問題としてよ、自分ら議員としてね、先ほど竹下さんの発言にもあつたようによ、民間、いうたらこれ雇用促進協議会、まあ民間の組織みたいなもんや。それに対してよ、行政がね報酬をやるいうことをよ、町

長が本音のところで言われつろう。ほいたら自分ら賛成できんぜ、これは。あらためて出してくるもんやったらそれは分かるけんどよ。

ように自分思うがですけんど、町長、どうですかね。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

私は議会ですすね、うそをついたつもりはありませんし、もう今回もですすね、本当にこういう制度、仕組みの中でこういう状態が起こってきたので、ぜひこういう手法ですすね、本当は中身はこういうことだと、うそも隠しもごさいません。それをぜひ皆さんにご理解いただきたいと、ただひたすらそういう思いで発言しておりますし、またお願いもしております。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18 番（明神照男君）

自分、町長おまんうそを言うたがじゃないぜ。ほんま言うた言うたがぜ。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

ええ、私は本当のことを言って、お願いをしております。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18 番（明神照男君）

ほんで、ほんとのことやき問題になったがやお。結局、民間の組織の人に無報酬やき、それじゃいかんき、行政としてこの報酬をやるいう初めの説明、やるというかそういう対応せないかんいうがでこれをという提案理由のときの話やったきよね、ほんであていはそれ本当のことを町長は言うたんやいか。これうそでもなんちゃ言わざったらよ、町長の気持ちで議員だましちやろう思うて言わざったら、それで通っちゃうこと。町長がほんまのことを言うたき、あていらもほんまのことを聞いたら、それはいかんねいうがのことを今自分言わしてもろうたが。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

ですからお願いの内容はですすね、この雇用促進協議会が、町が本来やるべき事業をですすね、あるいは町がまた別サイドでいろいろ取り組んでおる事業を、連携して一緒にやってくれておるということですから、町からですすねお金を出すこともかまんのじゃないか、ということです。

議長（小永正裕君）

森君。

10 番（森 治史君）

この制度でね、この条例を設けて、その1項は追加するということでの生活就労相談員さんを設けること、これそのものについてはさっき明神さんが言ったように、間違っておりませんと思います。

けど町長、やはり説明の中で、私らは住民に話すときに、無報酬の会長をいろんな仕事が今以上に増えてき

て、行政にかかわった内容の、この生活就労にかんすることのご苦勞をお願いせないかなる。で、無報酬でやってもらうにはあまりにも気の毒なから、月額7万5,500円の報酬を町から払えるようにするという。これ、ここでこれだけ議論が出ておりますが、住民の方に言わすとこれ、私らもっと説明するときには、町長はこうこう言うたよと、だからこの制度を設けたがと。説明つきませんよ、これ。

無報酬の方がおるから、あまりにも仕事が多忙になってきて気の毒など。山崎さんは実際に、私も明神さんと一緒に、本当に真摯に真剣に取り組んでくれる、一生懸命努力してくれる方だと思っております。けど、こういう方法でのあれは、あくまでもこれはそのためにつくった生活就労相談員という項目を設けたと。ほんとにいいものをつくろうとしても、この結果的にそういうものになってしまいます。私らはそういうように、住民の方に問われたときには説明をするようになります。もっとこの真剣に、ほんとにいい方だったと思いますけど、こういう状態になったということは非常に残念な結果じゃないかと思えますけど。

やはり、どうを受け止めてもこの方に報酬を出すために、新たに1項目加えたというように私は受け取りますが。全くそうではないという答弁になると思えますけど、そういうように住民の方も受け取られます。この方の品格も落とすような結果になるがじゃないですか、このままいきますと。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

条例の提案はですね、この生活就労相談員を1人雇いたいという、そのために条例を改正したいという提案です。

で、その中身を求められましたので、私は本当のことを当然ながら申し上げました。というのは、先ほども言いましたように雇用促進協議会の会長がですね、週に4日程度出てきてくれておりまして、全く無報酬です。それで、いろいろ協議もございました。そして結果としてですね、来年度から仕事も増えたと、また町の事業との関係、連携、いっぱいやっております、あります。

そういうことで、どう考えてもですね、無報酬でできるような内容ではないということで、報酬を支払いする。そのお支払する方法として、こういうやり方をさしていただきたいと、こういうことです。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

私らが、町長の今のお答えから住民に説明するときには、結局、この条例の1項を加えたことはよね、雇用促進の会長さんが無報酬で一生懸命やってくれようと。そのために、規約上そちらの方では報酬が出せない、会長には出されんという規約になっちゃうと思います。だから、無報酬でやらないかんがだと思えます。

で、それ以上の仕事が増えてきて気の毒だから、この項目を設けて報酬を支払うように条例の改正を致しましたというような説明になりますが。そこで、明神さんが言うように無報酬という言葉が使ってなかったら、こういう問題になってなかったと思います。報酬がない人に、気の毒だから報酬を出すための制度と今言いましたよね。で、こういう制度を設けたと。これを関係なく、これは募集して、その人を雇用するんだったら何も問題は起こってなかったと思いますよ。そこの辺の問題があるがやないですか。それでもうはなから決めてしもうて、こういう条例を作ってきたということ。その辺にも1つ不思議な、まあ確かにこの事業は、この雇用促進の会長さんが一番いい方かもしれませんが、はなから、この条例を作る段階からそういうように雇用まで決まったような状態でここへ出されてきたがでは、私らは説明がつきません、住民の方々に。

いい制度だと思います。これが間違っちゃうと思ってません。こういう方々も必要やと思います。けど、こ

のやり方そのもんが、もう既にこの条例の挙がってきたときにはそこへ就く方まで頭なんかがもう決まったような状態でこういう項目設けるということ自体が、条例を設けるということ自体が間違いじゃないでしょうか。

後で公募して、この人が適でしたというようにはつきりすべき。そうでないとおかしいですよ、これ。条例の1項を設けて月額7万5,500円、これは安い高いか、その仕事の内容によたらものすごい安いかもしれません。けど、こうやって報酬決めたものをよね、もう既に人物まで決まってからこれを設けるということ自体が間違ってます。どう説明します、住民の方に。悪い条例じゃないがですから。必要な条例やと思います。もっと慎重にやってもらわんと。まあ、わずか7万5,500円いうかもしれませんけど、けどこの7万5,500円を稼ぐに今必死になっていますよ、皆さん。

私はこのように、もう条例ができる、その条例そのもんには私は全く反対致しませんけど、このようにもう人物、その雇用される方まで決まったような形での条例の制定というのはおかしいと思いますが。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

条例の改正、あるいは新設をお願いするときにはですね、おおむね新たなことが起こってですね、それに対応するために条例を制定、改正するというのが通常です。

ほんでまあ、募集する場合と、またこちらからですね決めて委嘱する場合と、こういう取り扱いもいろいろあろうかと思います。今回、まあおっしゃるようになりますね、雇用促進協議会の会長を想定して、この条例の改正ということをお願いしておるわけですが、それについては全く間違ってるというふうには思っておりません。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

少し補足説明されていきますけれども、基本的にはですね、雇用促進協議会に雇うということじゃなくてですね、町がこういう相談員を雇うて、あここに置きますよと。置いて、そういったもろもろの相談もしていただきますよというふうにご理解をいただきたいというように思います。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

私はね、言ってるのは、そりゃあその相談員を町からお金を出して雇うがですよ。で、雇用促進とは切り離れたもんということも頭の中で理解しておりますんですけど、今町長が言うたように、こういうことを設けるときにはもう一定限人物を決めて、こういう設定もあり得るという。

けど、明神さんじゃないですけどね、やはりそこに無報酬でという言葉が付いてしまいましたんで、もう取り消しのできん言葉です。で、町長は素直に、自分の本音を話していただいたと思います。けどそれを聞いた以上はよね、この条例はいい条例であるということは私は百も承知しておりますとこういうことも要るでしょう、今ぐらいそのないなったときには。

そうやから、私の言いようがはこうやってもう決めてしまったということ自体が問題でないですかということ言ってるんです。条例を作ることが悪いとは言っておりません。そのようにして生活就労の相談員があり、10人来て1人でも雇用ができていく、そのことを望んで町長もこの条例を挙げてきたと思います。ただそれについては、私は何もいけないとは言っておりませんけど、今回の手法がおかしいがじゃないですか、私は住民に説明がつかません、ということをやただけですので。何も全部否定せん、このやり方そのもんがちょっと

まずいんじゃないですか、今回は、ということを行っています。そのことを言ってるんです。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

ぜひですね、住民の皆さんには、町がやるべき本来仕事をですね、こう別団体でやってもらいよと。それに対して、こういう措置をするんだというふうにご理解をいただけたらと思っております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

大西君。

17 番（大西章一君）

いつもこの問題でよね、問題が出てくるがやけんど。その、今日らしの答弁見ても、別々であると、組織が別々じゃ言いながらもよね、タイアップして協力してやらないかんというようなことで、僕は雇用促進協議会と町の行政とはよね、タイアップしてこれから一緒になってよね、やっていってもらわんと産業の興しもできんしよね、そういうふうな理解のもとで僕は考えておるのですが。

どうもその先ほど宮地議員の答弁なんか聞いていると、全く別やというような答弁もするしよ、もちょっとこう一貫した答弁をしてもらわんと。

例えば、僕らも感じることは、非常に議会人としては見えてこんところが、促進協議会のやりようことがよね、いちいち見えんということがあります。それと同時に、極端に言うともね、議会が諮問機関なりよらあせんかというような感じも、ものによってはとらえられる。これは非常にこう誤解を招くんで。

僕は、例えば参考までにちょっと聞かせていただきますけど、これは一般質問でやるのですが。今度、加工場がよね、ちょっと動くような予算が入ってますよね。これなんか全く雇用促進協議会のパッケージ事業の中には組まれてなくて、ほんとの町単独でやるかですか。それとも、雇用促進協議会の力を借りてですね、国の予算なりいろんなものを組み込んで、国の補助なんかを入れてですね、加工場のあれをやるのか、そこら辺をちょっと。全く別々で町の単独でやるもんか、ちょっとお答え願います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

どうもいろいろですね、誤解もあるようですが。また、あえて先ほど宮地議員の質問のときに、国がですね 2 次補正とか、それから今度の新年度の予算等でですね、生活対策だとか緊急雇用だとか、いろんな対策を打ち出しております。それは全く町が窓口でですね、町のやる事業です。それから、雇用促進については何度も申し上げますように 3 年間の事業で、新パッケージ事業と雇用創造実現事業というのをやっておるということです。

ところがその中身はですね、いわゆる雇用の創出であったり、産業の振興、まあ特産物の開発とか、そういったもろもろのものですから、中身はもう当然連携してですね、いかなければなりません。また、県の産業振興の今度の取り組みも、当然もう一緒になってます。

ですから、まあ柱は黒潮町総合振興計画の中にうたわれておる内容ということにはなるわけですが、そこそこひとつご理解をいただきたいと思います。

それから、加工場うんぬんの話もですね、これはこれでまた、県の方にある事業をですね導入して、町がこういう施設を造りたいという事業ですので、雇用促進協議会とは直接そういう意味では関係ありませんけども、

その中身はですね、いろいろの取り組みが、先ほど言いましたような全部リンクしております。

ですから、雇用促進協議会もいろいろとご協力願う場面もあろうかと思います。そこんとこ、ぜひ一つ一つをですね、またご報告もさせていただきますので、機会があれば、ご理解賜りたいと思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

私は、なんぼ聞いても分かりにくいがですよ。それで、結局この町の仕事とは何ぞやという部分がですね、どうもあやふやにされゆう。

自治法のこの目的はですね、これは公共団体における民主的にして、とこうあるんですね。その地方公共団体の健全な発達を保障することが目的とすると。民主的ということがあるんですよ。

それから、その 2 条の中ではね、普通地方公共団体は地域における事務を処理するなんです。地域における事務なんですよ。それ以外はできんがです。

それから、その 4 項にはですね、市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を得て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないとあるんです。

これはですね、総合振興計画の中にも位置付けされた、確かそういう記憶が残っておるんですが、そうであれば、これは町の仕事かなあと。町の仕事であれば、町が予算を組んでやるのが当たり前の話なんですね。ところが、そうじゃ言うたり違う言うたり、ちっとも分からんがですが。

そこで会員、構成員、この前にチラシが回ったんですね、去年。黒潮町雇用促進協議会から。事務局はね、総務課なんですね。町の仕事やないのに町の職員を動かして、町の職員に給料を払って、雇用促進協議会の仕事を既にやらしうがですよ。これは、町の仕事やないとできんがですね。

それで今回のこともまた、これは報酬のことだけ書きしょうがですね、この条例改正というのは。では、生活就労相談員を必要とする、その設置する条例ですね。こういうことの仕事をするためにこういう組織をつくるんだという、その設置条例がないんですね。その設置条例の中に生活就労相談員の報酬は、今回提案された非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例に定めるとあれば、これはこれでええがですよ。だけど、これに前にくる、何のためにこの職を設置するかという条例がないがですよ。ほんでね、みんなごじゃごじゃになってしまうわけ、話いくら聞いても。職を設置するという条例がないがですよ。町がこういうことのために働いてもらって、その方にこの報酬を払いますよという、こういうことの目的の条例がなしに、金だけ払うという条例がここへ入ってきたわけ。

元へ返ってほら、自治法から見ていったら、まさしく町の仕事ということやないがですか。で、私は前から言っておるように、黒潮町長がこの会員ながですね。町長は給料をもらって町長をしようわけで、給料もらってその雇用促進協議会の会員になっちゃう。そこに座っておる間も、黒潮町民から給料をもらいようわけよ、間違いない。ほんであのチラシの中には、去年の。構成員、黒潮町議会というところが入っちゃりましたよ。そのね議決はね、どこでもしてない。議員協議会の中で、誰がそこへ構成員として入りますかという話はしたけど、それは前々から私言いやうように、そこはよ議決機関ではないんです。だからね、やりようことが町長、自治法からねもうちょっとねちゃんとやってくれないと、いくら話してもね、私はね分からんがですよ。いくら聞いても。つまりね、芯（しん）になるものがないまま、枝葉だけ議論しゆうように私は聞こえてくる。ほかの人は知りませんよ、私にはそう思える。

だから、法令に違反してやった事務処理じゃいうのは、それは無効なこととかちゃんと法律の中でも定められておるしよね、これが黒潮町の事務なのかどうなのか。町長、どうなんですか。こういう委員を設置するという、そういう条例さえないんですよ。ないのに給料だけ払うというこのやり方、これ法令上どうなんですか。ああこれ、ええ、ええ。町長に聞く町長に。町長の考え、腹決めなあ、腹。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

必要ないものと考えております。（矢野議員より「え」との発言あり）

この場合、必要ないものと考えております。（矢野議員より「何が必要ないんですか」との発言あり）設置の部分ですね、今おっしゃられた。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

じゃ、必要がないという根拠、どこにあるんですか。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

それでは私の方から説明をさせていただきますが、本条例につきましては規則、あるいはまた要綱等に委任された条項だと思っております。

従いまして、町長が今お答えしましたように、条例の提案は一切持っていないという考えでございます。

それから、自治法で定められております一般行政事務、今町長からいろいろ答弁を致しておりますが、すべて黒潮町の一般行政事務というふうな判断を致しております。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

そういうことであればね、そういう設置する規則があるんじゃないかって、規則今出してくれますか。今。規則がなしにああこう言うてやるんですか。規則の案、そういうものが需要ですよ、これには。何にも出てこないじゃないですか、開会当日から。

それからですね、町の事務ということであれば、監査は当然入らないかんがですよ。町の事務やないから監査は入れれんとかいうような話はおかしい。会計にかんする部分については、過去の判例等について行政実例、そういうものがあると思いますよ。だけど、行政一般事務があるんです、行政事務が。行政事務についてはね、的確にやってもらわないかん。そこが、だから町長がこの場において、決算等の状況を報告する義務があると思いますよ。構成員で行って、町長が給料をもらってるんですから、その会議へ。町長が入らん会というのはあり得んけん。

それから、職員も入ってるんですよ。職員からじゃあ、その報告をさせますか。その辺がね、ちゃんと明確にすれば私はね、大いにやったらええと思うんですよ。そこを蒸し込むから何かおかしいなあってきてしもうて、みんなにばあっと説明して、黒潮町がばあっとやったらええやないですか。そこを僕は前から言いようわけ。大いにやっていただきたい。だけど、そういう報告はきちっとしていただきたい。それは前々から僕お願いしゅうところですよ。

どうですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

先ほどの答弁でもお答えしましたけども、報告はですね、できるだけしていくということを冒頭から、今回お約束もしております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

渕本副町長。

本庁副町長（渕本 造君）

この本条例から委任される要綱でございますけれども、要綱等で定めたいというふうに考えておりまして、現在、今その要綱の整理を致しております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。（議場より「もう休憩」との発言あり）

これで、議案第 67 号の質疑を終わります。

この際、10 時 45 分まで休憩致します。

休 憩 10 時 31 分

再 開 10 時 45 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

次に議案第 68 号、黒潮町総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

ちょっと、昨日聞いたかも分かんげんど、50 を 100 にするということは、例えば今まで 50 円じゃったものが 100 円になると、そういうことやと思うんですか。

この合併してから何もかも値上がりをしよりますが、何でこんなに何もかも上げないけませんろうかね。佐賀にはね、これしかないんですよ、施設は。どういう訳で倍になるんです。

随分景気のええあれやと思うがやけど、そこら辺をちょっとお聞きします。

議長（小永正裕君）

藤本総務課長。

佐賀総務課長（藤本岩義君）

それではお答えします。

この値上げについてはですね、値上げといいますか 50 を 100 にするという分につきましては、通常の一般の方が使われる分については全く現行のままです。で、今回上げらしていただくのはですね、営業の部分という部分で、実際それで営利を目的として総合センターを使っておる場合に限って上げるということにしております。

す。

というのはですね、現在1つの例を示させていただきますと、総合センターの利用の規定でいきますと、1,000円でまあ例えば使われておる所がですね、現実的にはそれに営利加算として50パーセント、だから1,500円ということになりますが、それに現在時間外の関係をいきますと、シルバーの方にですね、一般のその営業の場合には宿直をつけておるわけです。そうした場合には、1時間当たり856円の支払いをしております。そうしますと、まあ2時間使用しますと町の方はですね、営利目的の方であってもですね、212円の出費をせないかんとということになりますので、営利を目的しておるのにですね、町がそれを出費するというのは若干問題が出てきますので、ですからこの100パーセントにしてですね、その分の金額の調整をするというものです。

それでまあちなみに他町村も見えますと、土佐清水では150パーセント、四万十町では200パーセント、四万十市では290パーセントぐらいになってますが、一挙にこの付近もやりますとまた、営業でやられておる方も大変ですので、取りあえずぎりぎりいっぱい線の線でちょっと様子を見てみようということにしております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第68号の質疑を終わります。

次に議案第69号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第69号の質疑を終わります。

次に議案第70号、黒潮町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第70号の質疑を終わります。

次に議案第71号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

山下君。

2番（山下伊都子さん）

この条例に対してこの間説明いただいたですけど、ちょっと説明が分かりにくかったので、もうちょっと詳しく説明をしていただけないでしょうか。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

詳しくというと、介護保険はですね、3年ごとにですね見直しを致しまして、その保険料を決定するわけですが、それが今回は第4期目となりまして21年度から23年度までそれをするわけですけど、ものすごく介護の利用が増えまして、報酬というか給付費の方が相当増えておりますので、どうしても今の介護保険料ではあと3年間回っていかないということになりましたので、それで今度上げるものでございます。

それともう1つ、何というかな、今回段階の見直しというかがありますが、その段階の見直しの方はですね、税制改正がですね16年と17年度に行われましたけど、そのときに高齢者のですね控除50万ですかね、がなくなったのと、ほんで年金のところが140万までが控除だったんで、それ120万に替わりましたので。それ

で、それまで非課税の方が今課税されるようになりましたがね、それが激変緩和ということで、それに対する手当てが19、20とあったがですけど、それが20年度で終わりますので。そうした場合に今度、21年度からはその方たちが、所得が少ない80万円以下の方につきましては、ものすごくまた保険料が掛かるようになりますので、それをなくすためにですね新たにですね、今まではまあ1.0というかその基準のところで払っていた人の中で本人の収入が少ない方、80万円以下の方については、いうたら0.83というまた新しい段階を設けて、で、いうたら軽減を図るという措置を行ったものでございます。

(議場より「次へいって」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18番 (明神照男君)

町はほら、事業をやるときはよ、うちの財政は県下でも内容がええからということをやてやるわけよね。

それで、まあ今の課長の説明にもあったように実質的に制度的なもんもあって、まあ大半の市町村が上げよることやきに、うちもこの上げることやむを得ん部分もあるとは思いますが。

この間の説明では、1万ぐらい上がるということやっとうね。細こうに見たら5,000円から1万5,000円までがランクでなってくるわけよね。それで、上げるとも確かに多いけど据え置きとかよ、上げんともあるがよね、町村によったら。ほいたら、財政内容がええいうとこがなぜ上げないかんがやろうかと自分、まあ今の説明にもあったきによ。

課長の説明は分かるけど、町の取り組みとしてよ、町長の取り組みとしてよね、金がないとこが上げるがやったら分かるけど、自分らの町は金がある、財政内容がええいうに、なぜ上げないかんがじゃろかいうことを思うわけですが、そこはどんなもんですかね。

町長に。おまんの言うことは分かるけど。

議長 (小永正裕君)

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長 (谷口明男君)

すいません、町長が答える前にちょっと。

これも国保とかあれなんかも一緒ながですけど、決められた率がありますので、ほんでいくら財政がね、例えば一般会計の方にいっぱいお金があったとしてもですね、この1号被保険者がですね、払う分というのはもう15.08パーセント、要ったそのお金ですね。1割は本人が払いますので、9割の分の15.08パーセントはその会計で払わなきゃ、1号被保険者が払わないかんということになっておりますので、そのところ了承願いたいと思います。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。(明神議員より「いや、その町長によ」との発言があり)

あ、町長答弁。

町長 (下村正直君)

いろいろなですね、住民負担を引き上げるということについては本当に身を切るような思いです。が、今、谷口課長からありましたように決められた率等々の問題もありますし、まあ介護保険は介護保険でですね、一定独立採算的な事業というふうなとらえ方もできるわけですので、ここはひとつこういう料の上げでですね、ご理解を賜りたいと。

それからまた町の財政についてですが、まあいつも申し上げているわけですが、大変な努力しておるつもりですが、今後の見通し等も気を配りながら財政運営をやっておるつもりですが。県下の市町村等と比較したときに、比較的上位にありますということでありまして、決して潤沢なお金があるというふうなことは思っておりませんし、また、そこんところをご理解いただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下芙佐雄君）

開会日の町長の所信表明をずっとお聞きする中では、非常に素晴らしいまあ内容であったと思います。

ただ、ここにこうしてですね、今住民というのは、皆さん非常に介護保険のこの負担に非常にこう耐え難い状態で、しかもこれ年金で差し引かれている。そして、まだこの介護保険だけじゃなくて、いろんな内容のものからも全部しょっぴかれて、もう生活費さえ残らないという状況、後期高齢、高齢者の保険でも、それから差し引かれています。

今、一番負担を背負うておるのが、まあ 75 歳以上の高齢者。その人がこの介護も、この後期高齢者医療のその保険も全部この年金から差し引かれて、もらうところはもう生活費そのものさえ残らない、いう状況にあります。

で、見てみますと 38 条の 1 項 1 号、ここで 5,000 円。それから、38 条の 1 項 2 号に掲げる 2 万 6,100 円を 9,000 円引き上げる。それから、38 条の 1 項の 4 号に掲げる 5 万 3,500 円、これも 1 万円上げてこの額にいう形で、次から次へずっとめじろ押しにずうっと引き上げがされる。

年寄りを、まあ高齢者を大事にする少子高齢化の中で、弱い皆さんに対しても大事にしていこうという考えがあるんだったら、やっぱり一般会計からのそれ相当に属する、これを上げんでもかまん額だけを繰り入れをやって、そして、住民の暮らしをちょっとでもようにするという気構えがないとね、実際になんぼ口でいいことを唱えてもね、ひとつもまともにその実際のところ、金も何にも出さんとおって、口先だけでようなるわけじゃない。はっきり言って、これ今の現状の中で、いわゆる定額給付金とか何とか言うて政府がいろいろ 2 万円とかなんぼとか出して、生活のその消費者の拡大を図るとか何とかいろいろ言うておるけれども。生活給付金を出してもね、結局こういう状況で町が全部差し引いて取っていくような状況の中で、結局使わなおれんけれども、まあそういう形で生活をちょっとでも支えていこうとするような状況の中で、こうして次から次へとこうめじろ押しに値上げがされるということになると、今の住民というのは大変な時期を迎える。収入は減ってきよるんですよ。収入も減ってきよる。同時に、仕事すら手に入らない。町がやっこさ、そこを 1 か月ちょっとくらいで松原の清掃を構えてくれたけれども、これが切れるともう、何も収入はもうない。農業、漁業、すべての生産基盤も、産業もだんだんだんだん困ってきよる状況の中で、何でこれ、こんな値上げを今の段階でしなきゃならん。抑えるべきでないか。財源がないとは言わさない。基金がありますから、どっさり。ね。基金取り崩して、この一般会計から繰入でもやって抑えるのが筋道でしょう。それが行政でしょう。雇用促進協議会じゃ何だいろんなものはつくって、あたかもそれを支えていきよるようなことを言うけれども、何の役にも立ってない。

このことを少し、これを値上げ分を抑えて、住民の暮らしをちょっとでも支えていこうということをなぜできないのか。そこら辺りちょっとお聞きをしたいんだ。要らんとこへ金使うがやったら、こんなとこへ使うたらええんじゃ。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

お答えします。

おっしゃるようになりますね、特に高齢者の生活の困窮といいますか、そういうことが非常に社会問題となっております。俗に下腹ねというふうに、もうどうしようもない状態というのが起こってきつつあるわけですが、まあそういう皆さんには、それなりの法制度の処置等もあるわけで、まあ今回この値上げにかんしては、先ほど答弁致しましたように料率のこともありますし、介護保険は介護保険で賄っていくという趣旨の下です、まあ値上げをお願いするわけですが、

この介護保険だけでなくですね、住民の生活に密着する住民負担いろいろあるわけですので、その都度ですね、その納付についてしっかりと納めていただくと。それに対して、一般会計からでもですね援助して、より負担金をまあ上げないでやっていくというふうな部分も努力しておりますので。まあ、このことだけ1つ取ればですね、今のなぜ上げるんだということになろうかと思えますけど、われわれは全体を通じてその辺の配慮を考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下芙佐雄君）

まあ、町の行政の内容をずっところ、総合的にこう見ていく中でも、結局今の国の制度から見て、福祉切り捨ての状況の中で住民の暮らしがだんだんだんだん追い詰められてきておる。だから、それぞれの市町村でもいろいろ住民の暮らしを守るために、何らかの手だてというものを講じていきよるんや。

だから、一般会計からの繰り出し、これができないのか。やろうとしなけりや、これは当然そうやってきますが、少なくとも今まで一般会計の中にも相当、特別会計の繰り出しをやっておるんです。だから、今回もこの介護保険の方への繰り出しもやってですね、住民の負担を軽減を図っていく、これも福祉の大事な行政の施策やと思う。

だからそれができないのか。やる気がないのか、できないのか。ここら辺りをひとつはっきりさせてほしい。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

やる気がないわけでもできないわけでもございせんが、今回のこの介護保険料については、こういう形でお願いしたいということでございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 71 号の質疑を終わります。

次に議案第 72 号、黒潮町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 72 号の質疑を終わります。

次に議案第 73 号、黒潮町心身障害児（者）福祉手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 73 号の質疑を終わります。

次に議案第 74 号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 74 号の質疑を終わります。

次に議案第 75 号、黒潮町地域子育て支援センター設置条例の制定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 75 号の質疑を終わります。

次に議案第 76 号、平成 20 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割します。

初めに、歳入全部についての質疑を行います。

歳入についての質疑はありませんか。

西村策雄君。

12 番 (西村策雄君)

17 ページですが、17 ページのね、款の 12 の、補正ではね、156 万 5,000 円で出ちょうがですが、この 4 のところですが、分担金のとこやけんど、いわゆるこの災害がないから減額したということですよ。

これ関連してね、19 ページ。災害復旧の工事のいわゆる国庫負担金についてもね、これも削減されちょうがやけんど。いわゆる幸い去年は台風が来らった。来らったが、私はね、これ簡単にこの災害が来らったとき、これを戻したがじゃないかなと、そんなに思うがですけんどね。当然、これは返還せなね、削減せな、ない場合には削減になってくるがですが、災害時の対応の仕方よね。それをね、やっぱりどんな方式でやるという考えやろうか、緊急な場合に。今年は妙にこの、3 月の 1、2、3 に雨が降ったら、うんとその年は雨が降るいうがじゃが、そういうことを考えたら、今年の分はこのように本年度予算には書きいちょうけんど、やはりこの簡単にこれをいわゆる削減をしてかまんもんかどうか。

その点、担当課長、ひとつ答弁を。教えてもらえんろうかね。

議長 (小永正裕君)

産業振興課長。

産業振興課長 (松田 二君)

17 ページの災害復旧費の分担金ですけれども、これの農地災害の分担金が本災害では農地災害について分担金が伴いますので、農地所有者の。その分をまあ、当初予算です、毎回緊急時に、災害について緊急的なことも考えて見込み予算を組まさせてもらっておりますが、それでまあ実績に伴うてです、今回旧佐賀が 2 件、旧大方側が 2 件の災害しかなかったというようなことで農地災がなかったというようなことで、分担金の減額ということです。

議長 (小永正裕君)

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長 (松田博和君)

西村議員のですね、ご質問の国庫負担金の関係にお答えしたいと思います。

関連しておりますので、予算書のですね 63 ページをお開きください。趣旨は先ほど産業振興課長がお答えし

ましたけれども、同じことですが、一応災害を見込みでですね、予算を組んでおります。その場合に、公共事業の場合は国庫の負担金でありますので、国庫の歳入として見込んでおりますので、災害がない場合ですね支出がありませんので、その分を今回まあ減額させていただきたいという予算でございますので、よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

これから田植になるのですが、田植をするときにですね、いわゆる雨が降って、大量の雨がこれから降るのですが。降ったときにね、いわゆる田植えができんような災害が発生する場合が非常に多々ある。水もためれんようなことが多々ありますので、やはりね、高齢化でね、前はすぐに家族で修復して、田植えができよった。できよった。それがね、やはり大方はね、まあ災害がない所ですが、佐賀はね、急峻（きゅうしゅん）な所で、もう雨が降ったらまあ何と言うのかね、三重県の尾鷲みたいにどんと降る。で、ためちょうろ。ためますので、床をこさえたときに水いっぱいためますので、オーバーしてね、オーバーフローでこう石かけを、いわゆるそのあぜごし、災害に掛かるか掛からんかの状態でなるわけよね。災害は 50 何万ですか、以上ですか。前は 20 何万やったけど上がりましてのでね、ほんでその放置する田んぼが非常に増えるわけですよ。ほんでその 1 年おいて、次の年に災害復旧で直した場合には、非常に手間が掛かる。まあそこがいわゆる放置のされる農地になってきますので、その点の対応をね十分こう配慮してもらって、いわゆるその放置のされた水田にならんような、県も非常にまあ山の、いわゆる水田、また畑のそういう復活についての、またこれからの営農についても非常に重視されておりますので、その点をひとつ配慮した対応というもんをしてもらいたいがですが。

その辺はどんなに考えてますかね。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

災害への対応の件ですけれども、まあ議員おっしゃるようになりますね、なかなか雨量の問題とかいろいろな問題ありますけれども、まあ町としましては 1 件でも発生すればですね、なるべく早いうちの災害査定に掛けた中での取り扱いを考えております。

それから、本災に掛からない部分、こんまい部分ですけれども。そういう形については負担金も当然伴いますけど、町単でですね、対応するようにしておりますので、地元の関係者の皆さんと話した上でですね対応しておりますので、よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18 番（明神照男君）

23 ページ、17 款の寄付金の件で、この外国人の研修生はまあ関係者の寄付金でやっておるのですが、360 万 2,000 円の減額ということは、計画よりかは受け入れ研修生の数が落ちてきたということは分かるのですが。

自分らの場合、カツオとマグロとあって、マグロ関係のその研修生の数が分からんですが、去年度総数で何名受け入れておったか、そのうちマグロが何名か、お聞き致します。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（矢野健康君）

研修生の寄付金の減ですが、精算によります減をここに挙げております。

今のご質問の件ですが、マグロの研修生 3 名でございます。

（明神議員より何事か発言あり）

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 11 時 16 分

再 開 11 時 17 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

海洋農林課長。

海洋農林課長（矢野健康君）

カツオ、20 名でございます。

議長（小永正裕君）

よろしいですか。

（明神議員より「はい、分かりました」との発言あり）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

23 ページのね 16、財産収入の説明欄が建設推進基金利子、三角、390 万となっておりますが。

ほかのがは全部増えちゃうのに、ここだけ突出して三角、390 万とありますが、これはどういう理由ですか。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

この建設推進基金につきましては、合併特例債のですね、相当部分の約 10 億の基金でございまして、そのうちですね、2 年と 5 年に分けて基金を積み立てておりますけれども、そのですね 2 年分が、まあ利率の関係がですね、私たちの調査の不十分な点もございましたけれども、一年一年おなじ利率でくれるというふうに判断しておりましたけれども、1 年目がですねちょっと利率が少なくて、トータルでは一緒なわけですけれども、2 年目に解約のある段階でですね、トータルで返すということになりまして、1 年目の分はですねこういう形で少なくなりましたので、減額させていただきました。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

48 ページですが、節のね 15 やけんど、15。（議長より「ただ今、歳入の質疑をやってますんで」との発言あり）悪い。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

竹下君。

16 番（竹下芙佐雄君）

ちょっとした内容ですが、歳入の、（議場より「総務委員会で」との発言あり）あ、総務。ほんなら総務委員会でやらあ。（議場より「そうそう」との発言あり）

議長（小永正裕君）

質疑なしと認めます。

これで歳入全部の質疑を終ります。

次に歳出の質疑を行ないます。

初めに、歳出のうち2款の質疑はありませんか。

（矢野議員より「2款ですかね」との発言あり）

2款です。

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

31 ページの分があるんですが、この31 ページの地域活性化、目が14 ですね。この13、15 とですね、この説明欄に数字が一切入ってないんですが。過日頂いた資料の中には一応はめてはおるんですが、全体としてまあ当初へも係っていく問題なんですが、ここの部分が説明がある分とない分があるんですよ。ほんで予算書の作り方として、整合性がないと思うんですね。

どういう訳でそういうふうになるのか、入ってる分もあるし、入ってない分もあるんですよ。今は2 款だけの話なんですけど、全体として。で、そういうところはですね、やはり説明欄へ数字を入れていただきたいと思うわけですが、どういう訳で入れれないのか。

それから、給付金の関係がありますね。その上の13 目ですね、2 億1,700 万。これの支給のための要領、要綱、そういったものをいつ頂けるか。過日の説明の中の資料ではですね、大変大ざっぱのものでして、もう少し細かい案を頂きたいわけです。それがいつごろできるのか。

以上です。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

委託料と工事の請負費の件ですけれども、先の議会でもお話を致したと思ってるんですが。この件につきましては、入札関係事務に配慮した予算編成をさせていただくということでございます。

整合性の問題につきましては、冒頭、私説明のときにですね、この資料につきましては別途議席に配布して詳細、まあお願いをしたわけですが、そのときに工事名、金額等すべて入れておりますけれども、これにはまだ多少の事業料、金額に変動があるというふうなお願いをしたわけで、それとは整合性がでてないということでございます。

それから要綱の件については。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

定額給付金の要綱につきましてはですね、現在調節中でございますので、間もなくできる予定でございますので。できましたらですね、また皆さんの方にもお配りしたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18 番（明神照男君）

その関係で自分、協議会のときに研修生関係のかがどうなるろうかという質問をさせてもろうちよったがですけど、またその回答は出てきておりませんか。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

はい、そこらを含めてですね今検討中ですので、いましばらくお待ちください。

（明神議員より「はい、分かりました」との発言あり）

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち 2 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち 3 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、3 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち 4 款の質疑はありませんか。

坂本君。

6 番（坂本あやさん）

40 ページです。その 2 目の 13 節、委託料の中にごみ袋の製作委託のマイナスが出ていますけれども。これはですね、新たにごみ袋を新しい形で作っていきたいというような方向でお話をいただいたと思うんですけど、それを作ってマイナスが出てるんですか、作らないでマイナスが出てるのか。

ちょっとそこら辺のご説明いただきたいんですけども。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（米津芳喜君）

お答え致します。

ごみ袋の作成委託の 66 万 6,000 円の減額ですが、これは今作成については新年度からですので、そのことは別としまして、これは入札減による実績見込みの減額です。

4 月以降、来年度予算になります。新しい形の部分、はい。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

山下君。

2 番（山下伊都子さん）

39 ページの診療所のところで、工事請負費が 300 万削減になってるんですけど、雨漏りの補修。

これはできたのかどうか、ちょっとお聞きします。

議長（小永正裕君）

大塚健康福祉課長。

佐賀健康福祉課長（大塚一福君）

お答え致します。

拳の川診療所医師住宅の件も、予定通り雨漏りを改修しました。

それともう1つ、佐賀診療所の雨漏りもできまして、拳の川医師住宅の方が思ったより安くて済んだので、その差額の分を減額致しました。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

今の 39 ページのですね、6 目、環境衛生費の所ですが、19 節の負担金補助。そこで合併浄化槽設置がですね、415 万 4,000 円減額になっておりますけど。

これは合併浄化槽を設置する見込みより少なかったというがですけど、どれぐらいだったんでしょうか、これ。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（米津芳喜君）

お答え致します。

当初が 5 人槽が 17 基、それから 7 人槽が 23 基、10 人槽が 2 基計上しておりましたが、実績で 5 人槽が 24 基、7 人槽が 10 基、10 人槽が 0 基となりまして、この金額の減額になっております。実績見込みです。

（宮地議員より「はい、分かりました」との発言あり）

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、4 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち 5 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、5 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち 6 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

この 99 ページですかね。（議場より何事か発言があり）6 款じゃろ。（議長より「6 款の質疑をやってます」との発言あり）補正。（議場より「補正、補正」との発言あり）補正をやりようがか。ああ、これはどうもすい

ません。はいはい、どうも。

議長（小永正裕君）

ほかの質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、6 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち 7 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、7 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち 8 款の質疑はありませんか。

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

47 ページですが、節のね 17 やけんど、この成又熊野浦線のこれは用地代やと思うが、わずかなものを削減してますが、これは田んぼの用地やと思うがですが。

これね、何で削減したがじやろうかと思うがですが。まあ、いわゆる見直しをするということで見直しは結構ですが、熊野浦成又線らあ何でここが要りやあという意見があろうかと思いますが。

熊野浦へは、県道から中土佐佐賀線から久保浦で分岐して、熊野浦へ行くと、ミカン産地の地域へ行くと。あのええ道がついちように、何でやという、あこへ要りやあやという意見ですが、多々、佐賀でもありました。しかしね理由はね、災害時、大雨とかね台風の後ね、もうこれは毎年なんですよ。去年はなかったけれども、熊野浦のいわゆる小松崎という所があるがですが、今、個人にある人が佐賀の地権者が高知の人に売って、いろいろ山を造成しちやうがですが、その山の周辺。

それから久保浦の、個人名をいうと悪いがですが、国常さんとこ、国常いいますので、あの浜辺を。そこらいわゆる塩を炊く所、そこまでの山がですね、ご承知かと思いますが佐賀へ原子力発電所をやれいうて来たその理由はですね、いわゆる熊野浦から向こうの中土佐までの間が、川村先生の地震のときの話でも分かっちゃうように、大きなね 2,500 メートルも下まで砂岩の、岩のね塊やと。

それからね、今度白浜周辺までがね、まだ地質が変わっちゃう。言われるように昔の人はもう非常に賢うて、岩は下向きにあり言いよったけどそうらしいね、やっぱりあの先生の言うには。ところがその大きな岩と、白浜周辺の岩との間にね、やはりすべり層いいですかね、あの道路があるがですが、県道になってますが、ほとんどね、すべり層なんです。ほかはほとんど縦層やに、あこだけはいわゆる軟岩ですべり層。それですべり層の所に白いこの粘土がありましてね、非常に施工ときも山崩れ、崩土、ほんと危険な状態が続いたがですが、今でも毎年雨が降ると、雨が降った後でも崩土がどんどん出よります、山がくえてます。非常に危険な。ほんでその災害が出たらね、必ず通行止めになりよった。通行止めに。最近、ちょっと僕もこうなにして、遠慮して行かんがですが、身の危険を感じるようになりましたので。もう非常にね、危ない。所々山が、佐賀弁で言うたらくえて、通れんなる。そのために佐賀は、いわゆる熊野浦のあのいわゆるミカン産地から、こう県道も通れん、町道も通れんからもう、いわゆる国道へのカム式の道路を造って、そこへ行くしかない。ということで、あこは非常に無理をした道路の改良をしよる。これからもね、非常に雨期に入ってまいりますので、こそういう危険がね度々起きる。災害が起きる。だからあの道をやりようがであってね、ほかのことでやりようがやない。見たら必要ないと思うがですが、そういうことなんですよ。

それで町がね県道でも、もちろん県道でも町道でもね、くえたらすぐに、崩土があつて通行止めになるとすぐに佐賀は建設課長、また県土木へ電話しまして、僕はいつも電話しよりました、何十年も。そういうことでね、断面と延長の写真を撮って、それですぐに、もうその朝からですね、生活道の確保、ぎりぎり通れる道を業者に割り振りをして、あの線が非常にあります。荷稻鈴線、小黒ノ川中ノ川線とかいろいろありますので。あの全線を業者が通るようにしちよったがですよ。この黒潮町になってからどうなるや分からんけど、大方の人には分からんと思う。非常に厳しい風土なんですよ。ほんで何でこれ 200 万ばあのもんが、削減したのか、不思議な。

それとね、この 48 ページのね、崖崩れの対策事業も、これ減額しちよらあね。何でこれ減額したがぜ、崖崩れやってくれる人がなんぼでもあるに。まあ町の銭がないいうことは言えませなあね、基金がある言いようがやから、健全な言いようがやから。何でこれ減額したがですか。非常に危険なんです、そういう所、佐賀の地区はほんまに危険な。大方ではね想像もつかんようなね、水流、または雨も降るんです。まあ佐賀の人に似たいうかね、雨ももうたたき付けるような雨が降る。高知の土木は言ってますよ、佐賀とね、尾鷲や言う、けんかみたいなの雨が降るがは。それに雨に自然に、やっぱり自然の中で生まれたらそりやそうなるがやね。風が吹いてもえらいし、寒いし、雨はえらい。これがいな人間じゃなかったら住みつけられんぜ、あこへは。

そういうことですので、これ何でのけたか、そこを聞きたい。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

私の方から、成又熊野浦線用地購入費 20 万円の減額についてご説明をさせていただきます。

当予算は、今西村さんからお話がありましたように、あそこの山林の部分の購入を予定しておりましたけれど、今現在交渉の中でまだこの時期にですね、契約の決定までに至っておりませんので、私どもはちよっとこう反省する分もあります。

というのは、その下の下段にありますように、今回高規格道路の関連、市野瀬橘川の工事用道路に今回視点を置いて、用地買収をしてきました。というのも、国土交通省さんの方からですね、いろいろ計画的な変更もあつて予算枠も増えてきましたので、それに準ずる部分にあまりにもこう重点を置き過ぎたなという感もあります。そういう状況の中で、なかなかこの 3 月末日までに契約が困難ということで、まあ成又熊野浦線については減額を 20 万させていただきました。

ただ、中止をするとか何とかいう理屈ではございませんので、その点はひとつご了承をお願いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

追加答弁。

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは、西村議員のですね、がけくずれ対策の減額というところについてお答えしたいと思います。

まあがけ崩れはですね、家の裏の急傾斜関係でですね大変危険なことです、できるだけ早期に対応したいということで予算をある程度枠を持ってですね、予算を組まさせていただいております。

当初 1,000 万で始まったわけですが、予算書にもありますように最終的にはですね、2,700 万くらいまでの予算を計上させていただいております。

そうした中で、地元から要望があった中を負担金が25パーセント必要になります。県単の事業でして県から半額の補助、それから、町と受益者で半々ということになりますので25パーセントの補助が必要ですので、そういうようなことがありましてですね、少し枠取りがあった関係で、また地元との調整がつかなかったという部分もありまして、この1,200万の減額をさせていただきたいという部分でございます。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

この地元負担いうもんが、大方と旧佐賀町とは違うがやないかね。一緒ですか。（議場から「一緒です」との発言あり）そんなことはないない。

やっぱり、それは正直に出さないかんがですけんどね、いわゆる家屋の前、または横に通学路とかそういうね、公道のある場合は非常にその負担額がね少なくなりますのでね。ほんでね、やっぱり農道やったら町道に昇格して、その地域に子どもでもおったら、おららったらしょうがないけど、おったらやっぱり通学路としてね指定するとかね、そういうね町民のためには知恵を使うてもろうて、おまんら県の職員よりも優秀な人らあやけん、頭もええ人らばかりやから、そういうね、ちったあこすいことも考えんことにはね、やれんがですよ。そんな石頭みたいながでどんどんやって、なんちゃできんなるに。

なぜそういう柔軟な対応いうかね、そこを鉛筆ねぶったらええがじゃに、こう。前は通学路で子どもが行きよういう、1人行きよったら5人ばあにしたらええ。ほんまぜ。そういうふうにやりようがやから、みんなどっこも。大方の人は非常にまじめな。ね。

そういうなぜその鉛筆ねぶらんがです。簡単なことやに。誰っちゃあ捕まえに來らせんぜ。そういう柔軟な対応できんがですか、決まっちゃようきいうて。決まっちゃよういうてもどんどん変わりように。今まででできたところまでやれるようになってきゆうに、ね。

そういうことですので、ひとつ頑張ってください。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

少しですね、質問のことと関連するかもしれませんが、負担金の問題ですが、県単事業で、町で事業主体になってやっている部分についてはですね、25パーセントの統一です。それと同じようなものですね、県の急傾斜地対策事業というのがあってですね、これは今西村議員が質問がありましたように公共的施設、あるいは避難施設等があった場合には、一般的には10パーセントの地元負担になるわけですが、その場合には5パーセントぐらい、数字ちょっと覚えてない部分がありますけれども、減額される部分があります。それとの関係かなと思ってお聞かせいただきましたけれども。

あくまでもこの予算書にありますがかくずれ対策の15節についてはですね、町の事業主体で県単事業でやっておりますので、どうしても25パーセントの負担はいただかなくてはならないという、そういう条例になっておりますので、その点ご理解願いたいと思います。

関連してですね、今急傾斜との話もありましたけれども、19の方の負担金の方に県が施行していただいております急傾斜地の対策事業、これについてのですね町負担分についてはここにちょっと増額で入れておりますけれども、このようなことでですね事務を進めておりますので、ご理解願いたいと思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

田辺君。

4 番（田辺 守君）

46 ページのですね、13 節の委託料ですが。この部分で、県道の除草作業地域委託 35 万の減額。それから、県管理河川の除草等の委託は 101 万の減額というふうになっておるのですが。

これはあれですかね、辞退をしたとか、そういう個所が、例えば草が生えなくなったとかいうような部分ですか。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

はい、お答え致します。

まずですね、県道の除草作業で 35 万円の減額ですが。これにつきましてはですね、県道については町内の路線をですね、県から委託を町が受けて、町から地元へ委託をして対応しておりますが、この予算そのものをですね、19 年度の同じ金額で予算を計上しました、20 年度に。が、県の方から少し減額さしてくれということで、この 35 万が減額になった部分でございます。

それで、県から来ない部分についてはもう町も出せませんので、もうそれで対応させていただきました。

それから、県の管理河川の減額 101 万ですが。これについてはですね、これも 19 年度並みに計上しましたけれども、県の方が 20 年度からはもう町に委託せずに、直接県の方ですということになりまして、この部分丸々減額させてもらいました。

以上です。

議長（小永正裕君）

田辺君。

4 番（田辺 守君）

県河川の方ですが、その内容的に県はですね、直接するというお話ですが。それはどのようにするがですか。県が業者に委託をするとか何とかいうことで。

続いてですが、そういう河川の除草等をですね、地域によっては県道の除草作業を地域の部落がやりようわけですが、今現在は。それと同じようにですね、河川の方も地域でやろうとするような意欲のある地域もあるかと思うのですが。そういうところあたりの考え方を県の方へご相談をしていただくような考えはありませんか。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

県管理河川の除草についてはですね、今言いましたようにちょっと制度が変わりましたので、まあそういうことです。

基本的にですね、県からも町を介すか介さないかくらいな程度でですね、実際のところは地元の意欲のある所に委託するとかいうふうな対応をとってます。

それと、現在町内の河川で土砂の堆積（たいせき）が相当ありまして、地元要望も大変多くあります。これについてもですね、県の方にはその都度要請をして対応するようにしておりまして、まあ来年度は少し対応ができるかなというふうなお答えはいただいております。

以上です。

議長（小永正裕君）

田辺君。

4 番（田辺 守君）

お答えをいただいたわけですが、やはり課長ですね、やっぱり県河川のこたらにつきましてもですね、やっぱり地域と県とが交渉をするとか相談をするということは、地域はなかなかそういう知恵も能力もないわけですし、まあそういうとこの先頭の窓口に立っていただいてですね、やっぱり課長が、町長がですね、やっぱり先頭に立って交渉をして、意欲のある所はですね、この地域で対応できるような状態にも持っていつてもらいたいと思うがですよ。

そうしないとですね、現状としてはその堆積（たいせき）、それから河川によってはですね、竹とかいろいろヨセとか、いろんなまだいっぱいもう地域の美化を阻害しておる現状がいっぱいあるじゃないですか。

ぜひともですね、担当課長がですね先頭になって、県に要望をしてもらいたい。まあこういうことです、はい。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

基本的にはですね、今ご質問のと通りの対応をしてみたいというふうに思います。

議長（小永正裕君）

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

47 ページで重複しますけど、中島課長にお伺いしますか。

成又線の用地の減額ですね。このことについて、答弁ではいうたら成又線は中止ではないということをちょっと再確認したいですが、そう答えたと思うんですが。

そこをちょっと確認して。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

お答え致します。

西村さんのご質問の中にそういうお話がありましたので、中止ではないという考え方を持っております。

議長（小永正裕君）

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

ほんで中止ではないということは、いうたら 21 年度の予算ではどうですか。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

21 年度の予算は見ていただいたら分かりますように、そのことが分かって私に質問していると思いますけれども、今のところ予算は計上されておられません。

議長（小永正裕君）

村越君。

1 番 (村越比佐夫君)

まあ非常にね、この道路うか、工事費。まあ、町長もせんだって雇用促進の助成の関係でいろいろその雇用対策、就労対策、いろいろ言われてますけどね。

やはり一番重要なのは、一番こう間接、直接的に手っ取り早いのが、いうたら公共事業の発注なんですわ。それをいうたらまあ何年度かは公共事業の抑制ということで非常にこう緊迫してきた。それで非常に失業者が、まあ佐賀らあも増えてきた。ほんで、まあ 40 代、30 後半とか、そういう人がまあ町から喪失、移転して行た。そういう経過があるわけなんですわ。

で、そういう中でね、やはりこう予算を見た折に、本当にこう住民サービスとして、やっぱこう町民向いて予算を組まれておるのか。ほんで、中央のそういう公共事業抑制とか、まあいろいろそういうことに向いて予算組んでいるのか。なんぼ法律がそういう抑制されても、優良起債というその起債、辺地債とかね、過疎債とか、離島対策とかいう起債はね、効率的なものは変動はないんですよ。ないんです。これはお分かりのとおり。

ほんでそういうね、まあいうたら効率的な起債のとはやね、どどんね、私は工事を発注していただきたい、やる個所があれば、必要であれば。これはね、非常に労務対策として有効なんです。何が有効よりもね、一番有効ないうたら雇用対策になる。

このいうたら黒潮町の中で雇用促進がいうたら就労いうて相談して仕事を世話するというけんどね、本当にいうたら労務者を欲しがめる企業がどのぐらいある。企業が。そんなこと考えた折にね、こんなもん減額というじゃなくって、もうそういうものはもう予算へ計上したら消化するががいうたら執行部の責任なんです。余るような予算を組んでもろうたら困るわけ、たとえ 20 万であろうが。簡単なもんや、この 20 万なんか消化すらあ用地代買うのに、何の時間がかかる。ということは、仕事せんから余っただけの話でしょうが。そこらあたりがね、執行部のいろいろないうたら提案の理由の説明から現実予算を見た折に、どっち向いて仕事しようかいうことはもう自ら分かってくる。自ら。

直接、もういうたら明日からでもね、一番効果のあるのがいうたら発注でしょう、工事の。で、そういう効率的な起債でやれるところはね、もうどどん進んでやってもらわな困る。なんぼ綺麗事言うたちね、生活相談員じゃ言うてもやね、働く場所がないのに、雇用する企業がないのにね、口と数字を追えよったち絶対駄目なんです。皆さんがね、足で地で稼いで、課長、笑いようけどそこそ言うな。人の話はまじめに聞かないかん。何十年いうたら役場におって、これっばあの用地費をやね、何で消化できないの。仕事してない証拠やないの。2 億円残ろうが 20 万残ろうが、結果として表れるんやから。ね。町長が一生懸命雇用促進じゃいうて力入れようにね、部下がこれっばあのもんをよう消化せんいうことは何たることなが。おかしい。もう少しやね、そこらあたり力入れて、事業を中止するわけじゃなし。

いかがですかその点。消化しますか、繰り越しでもして。まだ期日はあるけん。

議長 (小永正裕君)

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長 (中島一郎君)

ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

先ほども西村議員のときにもお答えしましたように、若干私どもが市野瀬橋川を工事用道路に力を入れ過ぎたということを、もっと詳細にその部分やっておけばということは、それは反省しております。

ただ、時期というものがございまして、これを今繰り越しというわけには、3 月 31 日をもってですので、その辺はひとつご了承をお願いしたいと思います。

ただ、この土地を買えないから継続して工事ができないというわけではございませんので、今年の部分から、

その前進する部分では用地が、それ相当の分が買われておりますので、その中間部分の土地でございますので、その点はそういうご理解をひとつお願いしたいと思います。ただ、このことで土地が買えないから、工事ができないという理屈ではございません。

まあ申し上げましたように、若干担当の方も少ない人数で用地交渉に当たっておりましたので、この1年間、見えん部分がありました、確かに。それはそれなりに、まあ私どもも課内で反省して、今後この部分には取り組んでいくことと致します。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、8 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち 9 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、9 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち 10 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、10 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち 11 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、11 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち 12 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、12 款の質疑を終わります。

これで、歳出全部の質疑を終ります。

次に第 2 表、繰越明許費補正の質疑はありませんか。

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

この部分的には一定分かるんですが、まちづくり交付金事業は去年の 9 月やったですかね、繰り越しが出たのは。あのとき私がまあ言うたのは、今から早からこんなことでは困るので、人手ももっと入れて、頑張ってやらないかなじゃないですかということで、そういうお願いの発言をしておりましたが、あんまり進んじょらんように思いますが、これは人手が足らんがですか。（議長より「スイッチを入れてくれますか。すいません」との発言あり）

これ、まちづくり交付金事業についてはですね、去年の 9 月やったと思うんですが繰り越しを、9 月かこの後の臨時議会かで、早々と繰り越しが出たんですね。たったこればあな予算をなぜ消化できんのか不思議なかつたので、人が足らんがじゃつたらもっと人を入れて頑張らないかんがやないですかと。ということで、まあ

発言もしたわけですが、これもなかなか残りの金額が多いのですが。実際、できないのは人手が足りないからできないのか、そこの辺をちょっとお尋ねしますが。その理由ですね、できない、繰り越す理由を。

それから、教育委員会の方ですね、これ、耐震診断のがこの前にお話しいただきましたけど、実際いつまでこの結果が出るのに要するか。これはいつ地震が来るかも分からんし、事は、いつぞでできるろうでは困るがですね。そこで勉強しゅう人、働きゅう人、保護者含めて、大変な私は問題であろうと。

というのは、ここの2次診断の表を見てもですね、まあ普通われわれが考えるときには南海地震いうたら震度8ばあが来るやろうかと。そのときに耐えられるのが1であって、コンマ2というのは、その2割しか耐震能力がないというように、私は素人ですのでもあ受け止めるわけですね。で、この前伺ったら、コアを3個ずつ抜いたという話なんですけど、コアの抜く場所、抜き方、いろいろございます。で、じゃあこの結果がですね、佐賀やったら中学校0.18が0.2になっているんだが、これは3個所の値が全部そうなのか、平均値なのか、一番低いのか、一番高いのか、まあ三浦も一緒なんです。で、佐賀の場合は、下がめひかり砂ということなんです。私の知る範囲は。あれ、掘ったら水と一緒に砂が流れてきて、どうにもならない場所があるわけです。それから、三浦も気が付いたんですが、あれ斜めになつとるから、普通にマッチ箱なんかをこう斜めに置くと、大変弱いわけですね。私は耐震の診断というのはそういう形のものであろうかと思うたら、何のことはない、その部分的なコンクリートを抜き取って、それでどうであるというようなのはいささか腑（ふ）に落ちない、地震というのは全体を揺するわけですから。

その辺を含めてですね、いつ、まさしくこうだと言える結果がいただけるものか。いつぞはいけませんよ。相手のね、けつをたたいてでも早くしないと。もし、ということがあったら大事ですよ、これ。

どうですか。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

そしたら、ただ今のご質問のまちづくり交付金事業の繰越明許の変更について、ご説明をさせていただきます。

まさに今、矢野議員からございましたように、9月の議会ですね、翌債ということで繰り越しをさせていただきました。これは当然その事業を発注した段階で、工事期間が事業費とか事業工費等から見てもなかなか困難ということで翌債の繰越をさせていただいたわけでございますが、この変更の部分ではそのときの数字をここで記載せねばなりません。工事を見ていただいたら分かりますように、宅地造成もおかげさんをもちまして相当進んでまいりましたし、そして、あそこの国道からの取付道路1号線につきましても、大体100パーセント近く終わっております。

まあその状況下でございますので、実質的には工事はもう70パーセントから進んでいる、ちょっとその数字は分かりませんが、相当進んでいる状況でございます。まあ、繰越期間を7月31日ということにしておりますので、今の段階こういう数字になりますので、その点をご了解お願いしたいと思います。

なお、支出しちゅう部分は当初ありましたように、工事費の前渡し等々の形だけとなっておりますので、その点ご了承をお願いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

答弁があります。

坂本次長。

教育次長（坂本 勝君）

矢野議員のご質問にお答えを致します。

まずですね、いわゆる耐震診断によります IS 値の考え方でございます。これにつきましてはですね、いわゆる基準 0.3 といいますのは、震度がですね 6 強、あるいは 7、これにおいて倒壊の恐れがあると思われるまあ校舎ですね、これが 0.3 未満という位置付けになっております。

それから、耐震診断のその方法でございますけれども。方法はかなり詳細なやり方というか、がございます。まず、その外部的な要因ですね。例えば建築年度、いわゆる老朽化。これにはですね、コンクリートの強度、あるいは鉄筋の腐食、それから校舎の沈下等々ございます。そういうものを調べるために、コアを抜いて判断をします。それから、鉄筋についてもコンクリートをはつってですね、腐食状況を調査をしております。

それから、なおその設計においてはですね、図面等を基にして柱のスパン等に重力計算をかけてですね、建物の強度、これを診断をしております。

まあそういう諸々の診断がございまして、総合的に判断して、これを公的な機関に診断結果を委ねるということになりまして、そこで評定をいただくという形になっております。

それから、繰越をしております残った小学校の校舎、それから体育館につきましては、繰り越しの期間を 5 月 31 日ということにしておりますので、その結果が出た以降ですね、総合的にまあ検討をしていくということになろうかと思えます。

以上です。

（矢野議員より「議長、いつ結果が出るというのは分らんが。」との発言あり）

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

5 月 31 日が工期ということで、ええ、繰越をしております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

目の消防費のとかやけど、いわゆるその 13 節の委託料、これは今言いよった耐震のとかやけどね、コア抜きだけやりよる。それはおかしいと思うぜ、消防費のがで。これは消防がね、こんなことやりようと思うがやけど、消防の関係でね。

佐賀の施設についてはね、コア抜き、おまんら知っちゃうか、コア抜きいうたらどんなもんか。そらね、その当時のいうたら品質管理の問題も出てきてね、それだけではそう簡単にこれはええぜよと、これは大丈夫やと、これは強度ないぜよと、こんなもんじゃないがよ。

このいわゆる佐賀地区においてはね、その当時のね、コンクリのプラントを造ったがをね、幡多郡で中村と宿毛しかなかった。それを佐賀へ造った。でね、大正はね、ものすごいこうりぐる人で、徹底したねコンクリのその強度（議長より「西村議員、第 2 表の繰越明許費用補正についての質疑です」との発言あり）

ああ、ごめん。頭へきちょうけんね。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで第2表、繰越明許費補正の質疑を終わります。

次に第3表、地方債補正の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで第3表、地方債補正の質疑を終わります。

これで、議案第76号の質疑を終わります。

この際、13時30分まで休憩致します。

休 憩 12時07分

再 開 13時30分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

議員の皆さまにご注意申し上げます。

質疑はですね、簡潔に行っていただくようお願い致します。

それと、所管の議案につきましてはですね、本会議場では質疑を控えていただきますようお願い致します。

よろしくお願いします。

それでは議案第77号、平成20年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第77号の質疑を終わります。

次に議案第78号、平成20年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について質疑はありませんか。

西村策雄君。

12番 (西村策雄君)

簡潔にやれということですが、いわゆるこの宮川(議長より「所管の」との発言あり) ああ、そうか。(議長より「ええ、委員さんでございまして、よろしくお願いします」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第78号の質疑を終わります。

次に議案第79号、平成20年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第79号の質疑を終わります。

次に議案第80号、平成20年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 80 号の質疑を終わります。

次に議案第 81 号、平成 20 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 81 号の質疑を終わります。

次に議案第 82 号、平成 20 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 82 号の質疑を終わります。

次に議案第 83 号、平成 21 年度黒潮町一般会計予算についての質疑は分割します。

初めに歳入について、質疑を行います。

歳入のうち、1 款の質疑はありませんか。

1 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで 1 款の質疑を終わります。

次に歳入のうち、2 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで 2 款の質疑を終わります。

次に歳入のうち、3 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで 3 款の質疑を終わります。

次に歳入のうち、4 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで 4 款の質疑を終わります。

次に歳入のうち、5 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで 5 款の質疑を終わります。

次に歳入のうち、6 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで 6 款の質疑を終わります。

次に歳入のうち、7 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで7款の質疑を終わります。

次に歳入のうち、8款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで8款の質疑を終わります。

次に歳入のうち、9款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで9款の質疑を終わります。

次に歳入のうち、10款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで10款の質疑を終わります。

次に歳入のうち、11款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで11款の質疑を終わります。

次に歳入のうち、12款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで12款の質疑を終わります。

次に歳入のうち、13款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで13款の質疑を終わります。

次に歳入のうち、14款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで14款の質疑を終わります。

次に歳入のうち、15款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで15款の質疑を終わります。

次に歳入のうち、16款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで16款の質疑を終わります。

次に歳入のうち、17款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで17款の質疑を終わります。

次に歳入のうち、18款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで18款の質疑を終わります。

次に歳入のうち、19款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで19款の質疑を終わります。

次に歳入のうち、20款の質疑はありませんか。

坂本君。

6 番 (坂本あやさん)

36 ページです。20 でいいですよ。この中ですね、3 目の給食事業の収入ですけれども、ここで滞納の繰越分が50 万入ってくるというふうな形で書いて挙がってますけれども、これは確実に、やっぱりこう回収できるという見込みでこう挙げていらっしゃるのでしょうか。

これが引き続きですよ、今年もずるずるというふうな形でよね、来年度に引き継いでいくというようなことではないように教育委員会の方も努力して、この予算を組んでいただいているのかということをお願いしたいと思います。

議長 (小永正裕君)

教育次長。

教育次長 (坂本 勝君)

お答えを致します。

学校給食費の滞納繰越分の50 万でございますけれども、これにつきましては人数が5 名ということで、そのうちですね、1 名については相当以前から、既にもう卒業されたという方もおりますし、まあ徴収に当たってはですね、訪問等をしてですね鋭意努力をしております。

今年度についてはですね、まあできるだけ徴収できるような形で努力をしたいというふうに考えて計上致しております。

以上です。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

坂本君。

6 番 (坂本あやさん)

先のことなのでよく分からない部分はあると思うんですけど、やっぱり今度中学校が始まりますよね。やっぱりそういうところですね、やはり同じような状況でこの滞納が出てくるということになるとですね、ただでさえ持ち出しがですよ、学校給食をやるとかなりの持ち出し金を町は出してですね、子どもたちに給食を始めなければならないという現実がありますよね。

その上にですよ、滞納が増えてくるということになればですね、やはりそれは逼迫(ひっぱく)した財政

の中で大変なことになると思いますので、そのあたりのですね、教育委員会としての取り組みというのはね考えられた上ですね、やっていただきたいと思っているんですが。

この予算の中にですね、そういうふうな努力を見越してですね、予算を2,800万ですか、学校給食費組んでらっしゃいますけれども、そういうことを含めてお話し合いをなさって、やっぱり予算を組んでいただいているのかということをお伺い致します。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

この2,800万の学校給食費でございますけれども、これにつきましては基本的に給食の賄い材料費が学校給食費という形になってきます。従いまして、この2,800万がいわゆる賄いの材料代になるということになっております。基本的には、これはまあ徴収をするという形で、まあ学校等ともですね、協力をしながら進めていきたいというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで20款の質疑を終わります。

次に歳入のうち、21款の質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

37ページですね、一番上ですね。1億9,000万の合併、辺地、過疎とあるんですが、これカッコでくくっておりますが。

この内訳はどうなるんですか。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

1億9,000万円の地方債でございますが、合併特例債9,000万、過疎対策債を8,000万、辺地対策債を2,000万、合計1億9,000万円を予定しております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで21款の質疑を終わります。

これで歳入全部の質疑を終ります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに歳出のうち、2款の質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

42ページ、町長交際費50万とありますが、私は少ないように思うんですが。これ町長、もうちょっとつけ

たらどうですかね。

この50万の内訳はどういうことなんですかね。私はだいぶ少ないように思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

お答えしますが。

率直に言いまして、慣例的な予算みたいな趣（おもむき）がありまして、現在のところですね、ほとんどどこかの課の担当とか課長が、どっかに懇親会があったりするときにですね、お酒を使うとか、それから、私の場合にまあお酒使うとか、そういうふうなことにほとんど使われております。

以上です。

（矢野議員より「いや、わしゃ少ないように思うが」というが」との発言あり）

それは財政困窮の折ですので、それでやれておりますので、結構かと思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで2款の質疑を終わります。

次に歳出のうち、3款の質疑はありませんか。

下村君。

15番（下村勝幸君）

3款、78ページの、これ4目ですかね、工事請負費で佐賀保育所の建設のやつでですね、2億8,050万ですか、出てるんですけど。

この関係ですね、具体的にまああの場所に建設するかどうかというところで結構佐賀地区でももめてたんですけど、もうあれですか、住民の間でのこう合意というかですね、きっちりしたもので、まああそこでいいよということで進められてると思うんですけど。

そのあたり、具体的などこはどうなってるんでしょうか。

議長（小永正裕君）

大塚健康福祉課長。

佐賀健康福祉課長（大塚一福君）

今12月の13日ですか、保育所用地の場所として造成工事を始めております。

工期的には3月末日をもっておりますので、既にその工事を着手する以前にまあ検討委員会とか、その地域住民の人の承諾を得て、もう工事着手、まあ工事着手するには用地買収せないかんがですが、既に自分としては順調ように進んでおると思って、3月末日をもって造成工事を終わり、建築設計が終わり、21年度に向けて計画をしたいと思っております。そのまあ予算計上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

73ページのですね19節ですけど、負担金補助及び交付金の所のですね、後期高齢者医療広域連合負担金と

いう所で説明があったように思うんですけど、ちょっと聞き逃しましたので、もう一度ここの説明をお願いします。

議長（小永正裕君）

大塚健康福祉課長。

佐賀健康福祉課長（大塚一福君）

この後期高齢者の負担金のところで、当初特に副町長が説明した中で、前回、当初予算に計上漏れということで、あれは9月議会でしたか、1億8,000万余りのお金を計上させていただきました。

今回のことにつきましては、まあ前回のことを踏まえて当初予算にこのように1億8,355万6,000円を計上させていただいて、ただ、説明のときに当初予算と今回の当初予算を比較してますんで、この1億8千万余りの金が説明のときには挙がってきてないということで、今回は漏れの少ないような形で万全を期して計上させていただいております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

小松君。

14番（小松孝年君）

73ページですね、扶助費の中の独居老人等緊急通報装置というのがありますが、これのまあ設置するに当たってのこう手順というか、そういうのはどういうふうにやっているのか。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

お答え致します。

これはですね、まず部落の区長さんとか民生委員の方にですね、全部お願い致しまして、もう緊急を要する人というかな、独居老人もしくは夫婦とも高齢者の方についてですね、それで心身共に不安な方を選ぶというかな、推薦していただきまして、そして、それで緊急度の高い方から順番にですね、大体平均的にということにしたいんですけど、予算の都合上、一応30個の予定ですけど、それを町内の方、約というかな、なるべく部落に集中しないように各部落へ1人とかそういう感じに。まあ、数が足りませんので、まあ付けられない部落もできますけど、そういうふうにやっております。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

今の小松さんの質問のときのですが。

30個やって数が足りないと言われましたけど、じゃあ1個幾らぐらいするものなんですか。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

はっきりした数字は覚えていませんが、これをまあ30で割ればいいわけです。5万ぐらいだったと思いますけど、はい。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

大西君。

17 番（大西章一君）

それに関連してですけど、去年もおんなじ予算よね。で、毎年ほいたら 30 個くらいずつ付いていってるとい
う認識でええがですかね。去年も全くおんなじ予算できちよるわね。

で、今言う説明では 30 個分ということですので、まあ毎年 30 個はほいたら付いていってると、そう認識し
ていいんですかね。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

一応 30 個で、毎年計上はしております。ちなみに、30 人ずつ毎年そういう危険というかね、不安な方が増
えるわけではございませんでして、ほんで今年の 20 年度におきましては、最初のときのあれでは 27 人だった
と思いますけど、要望もありましたけど、いろいろ調べてみると、まだこの方は大丈夫だろうという方なんか
も中にはおりますので、そういうことでどうしても必要な方でないですね、なかなかこれも。あつて、何言
うかな、逆に邪魔になるときもあつて、それから使い方がね、何かこう言えば普段、おっこうなとかあり
ますので。ほんで、ええ、こんなに大きいと言われる方もおりまして、ほんで何か、ずっと触ったりするこ
とがあるがですよ。そういうときにあんまり、ああ、そんながやったらもうちょっと待とうか、という方な
んかも中には説明しますとおりますので。

ほんで、今のところ 30 個で十分、いっぱいいっぱいになっておりませんので。はい。

議長（小永正裕君）

田辺君。

4 番（田辺 守君）

関連ですがね課長、そういう通報は電話回線とか何とかを使ってやるが、どんながです、中身は。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

もちろん電話回線でございます、ほんで、それとペンダントというもんも付いてまして、ほんで何かで自
分が、まあどこになるか分からんですけど、まあ畑へでも行ってても、ほんで風呂へ入っててもかまんです
ので、そこで、ちょっとおかしいなと、まあ倒れる瞬間に押さないと効力を発揮せんがですけど、押すと、ま
ず第一に通報者が、まあ一番身内の方とかそういう方に行きます。それから、2 番目の方にもまた通知が行き
ます。それで、3 番目には役場の健康福祉課に来るようになってます。ほんで、夜間は宿直の方、佐賀は佐賀
の方に行くようになってまして、出ろうが出まいが、3 番目まで回るがですよ、何いうか留守電の関係がある
関係で。

だから、もうよく僕なんかも夜間に電話がかかってくるときあります。宿直から電話があつたけんというて。
そうすると、何番ですかねということであつて、ほんで確認すると、あ、間違うて押しましたという方なんか
がありまして。まあ、間違いで結構ながですけどね、そういう感じにもう電話回線を使うて、押すと必ずその
3 個所に回って行くようになっておりますので、はい。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

田辺君。

4 番（田辺 守君）

それは第一は親族とかいうところへ行てですね、民生委員とか区長とかという分ではなしに。ふうん。ちょっと今まで勉強不足なもので、そういうシステムがあるということもよく分からなかったんですが。

今現在、何台設置をされておる言いましたかね。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

申し訳ございません、何台設置しているかは今のところ、ここではちょっと台数は分かりませんが。

通報先でございますけど、通報先は自分が通報してまず伝えたい人ですね。だから区長さんだったら区長さんになると思うし、自分の子どもだったら子どもになると思うし、兄弟だったら兄弟になると思うんで。2 人までは自分が任意に選んでいただきまして、3 番目の所はもう役場の方にしております。はい。

議長（小永正裕君）

ほかに。

小松君。

14 番（小松孝年君）

今の質問の続きですが。

まあ必要と思われる所とか、まあそういうのは要らないとか言っていましたよね。どういう基準でそういうふうになっているのか。まあ例えばですね、この独居老人で一番先に望んでいるとこなんかは、恐らくずっと家の密集しているところじゃなくてですね、単独で家がぼつぼつとあるとこの人なんかすごいこう不安に思っていると思うんですけれども。

その人なんかもう元気で、その人はまだ必要ないとかいうふうに、そういうふうに判断されるんでしょうか。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

まあその判断にはいろいろとありますけど、一応持病を持っている方とかですね、ほんとで常にもう病院にかかりようとか血圧が高い方とか、それから心臓が悪い方とか、そういう方についてはもう優先的にやっておりますけど、普段、野良仕事とか何でもできる方につきましては、一応は遠慮というか。まあ、数に余裕があるときにはあれしますが、全然そういうものがないときなんかだったら、もし 30 台超した場合になったらですね、次回にしてもらおうとかそういう感じにしておりますけど。

ほんとで、場所的にどうしても不便な所だからというがでは、やっておりません。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

68 ページですが、町民館運営費のところですけど。8 節の報償費の所にですね、講師謝金で 232 万 6,000 円か、ついておりますけど。

この講師っていうのは大体何人ぐらいで、ミニデイをやっていますが、そのときに呼ばれる講師なんですか。大体どのような、例えば講演をするとか、それからまたいろんな踊りがあるとか、いろいろあると思うんですけど。

どのような内容で、何人ぐらいの方をお呼びするんでしょうか。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（米津芳喜君）

講師ですけど、まあデイサービスのときに、栄養士とかですね、それから給食調理補助とか、それから看護師、健康体操講師、それから竹皮草履講師とかですね、フィールドワークの講師、それから人権まつりの講師とか、手話通訳、大正琴、そういったような子育て講座とかですね、でやってます。

まあデイサービスは、佐賀は36回、大方は18回です。年間の講師等です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

下村君。

15 番（下村勝幸君）

すいません、74 ページの児童福祉総務費の中の委託料の 220 万 5,000 円の分ですね、次世代育成支援行動計画委託ということになってるんですが、一応説明はあったんですが、具体的にですねどういう計画を立てて、これが一体どういうふうにするか、次世代のその育成を支援するためのものになっていくのか、そこら辺がちょっと具体度見えなかったもので、もう一度ご説明をお願いします。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

行動計画をですね、21 年度までに作ることというがになりまして、まだはっきりした内容等はまだ検討しておりません。実際はそれを委託してですね、どういうふうに、まあいうたら子どもたちとかね、次世代を担う子どもたちのためになることをするかという計画を立てるものでございまして、今から先に立てるところがありますので、そういうところを参考にして作っていきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

それがですね、ちょっと分らないのですよ。言っていることは分かるんですが、どんな感じのものを想定しているのかがですね、大体具体的にでも、ちょっとこうおぼろげながらもイメージわくような話はないものでしょうか。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

申し訳ございません。そのところをまだ勉強しておりませんので、ここではまだよう答えません。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

78 ページに飛んで、保育所建設等工事請負費のところ、補正の部分で私質問致しましたら、入札の手前、金抜きにしたと、説明欄も。ということで、こういう場合は保育所だけ抜き取っていてもほかにもあるんですが、し尿の関係もあるんですけど。こういう所は金額をはめちゅうがですね。

で、私が質問したのは整合性がないというのは、こういう部分があるんですよ。で、予算書を作る段階で抜いた所もあるし、はめた所もある。で、何かそこらあたりのその考え方がよく分からないと。ということで質問、先ほど補正の所でもやらしてもらいましたが。

こういうところはどんなふうなお考えでしょうか。やはり、勘違いやったら勘違いでもええがですよ。ただ、あるとことないことあるき、妙に分からんです。

議長 (小永正裕君)

渕本副町長。

本庁副町長 (渕本 造君)

大変申し訳ございません。その辺の整合性のとれた編成を致したいと。申し訳ないと思います、よろしく。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

竹下君。

16 番 (竹下英佐雄君)

78 ページ、79 ページにわたってですが、この児童館の運営費について。その他委員等報酬、これはどういう委員の報酬なのか。

それから、79 ページで委託料。放課後子ども教室の委託、これが 907 万 3,000 円ですが。これどんな放課後の、学校で放課後ということであるならば分かりますが、この児童館の中でもこういう放課後の子どもの委託というのは行っているのかどうか。

その点についてまずお聞き致します。

議長 (小永正裕君)

教育次長。

教育次長 (坂本 勝君)

お答えを致します。

報酬でございますけれども、その他の委員報酬とありますが、まずそこにもありますようにですね、児童館の運営委員、これ運営委員会を開催をしております、この報酬が 11 万 4,000 円と。

あと 181 万 2,000 円につきましては、社会教育指導員の報酬というふうになっております。

それから、13 節の委託料でございますけれども、放課後子ども教室ですが。これにつきましては児童館で行なうのではなくてですね、町内の各学校、この場合はですね、いわゆる放課後子ども保育という形で、佐賀小学校、それから三浦小学校、旧馬荷小学校、それから旧東部保育所、この 4 個所で実施をしております。これについては昨年度も実施をしております、放課後に子どもたちをそこで預かるというか、そういう形で実施をしております。今年度も引き続き、実施をする予定です。

以上です。

議長 (小永正裕君)

竹下君。

16 番 (竹下英佐雄君)

まあ、そう大した額じゃないにしてもですね、報酬費 192 万 6,000 円の中で、社会教育指導員の報酬が 181 万 2,000 円。これ大体何回くらい、月にでも結構ですが、年にでも結構ですが、開いておるのか。

それから、指導員の報酬ですから、他にはこの指導に対する支払いはしてないだろうと思うんですが、月に幾らか分かつちよつたら、それをお願いをしたい。

それから、まあこの放課後子ども教室委託としてのずっと何箇所か分けてやりようと思いますが、ここではあれですか、やっぱりこれも利用者、大体かなり人数おりますか。

それから、あまり高学年になると、放課後子ども教室というものはないと思うんですが、大体何回、高学年も含めてやっておるのかどうか。

そこらあたりをお聞きしたい。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

お答えを致します。

社会教育指導員の報酬でございますけれども。この社会教育指導員につきましては、基本的に毎日勤務するという形の、まあ臨時職員という形になっております。従いまして、月に直しますと、これをまあ大体 12 カ月で割るということになりますので、はっきりはあれですけれども、15 万円程度になると思います。

（竹下議員より「それで大体、どんな指導を、活動をやっている」との発言あり）

活動は、児童館の中ですね、通常児童館が行う活動、いわゆる職員 2 名と指導員 1 名でやっておりますけれども、その中で年間活動をしておるということになっております。

それから、放課後子ども教室の利用人数ですけれども。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 14 時 07 分

再 開 14 時 08 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

お答え致します。

対象児童はですね、1 年生から 6 年生まで全児童がまあ対象です。

それでこれ、ちょっと数字古いですがけれども、2007 年度の実績ですね 4 教室、合わせて 83 名の児童が利用をしております。

今年度につきましては、若干年度の後半にですね利用者が減ってはきましたけれども、大体 1 教室当たり平均をして 7、8 名程度の利用が現在あります。ちょっと、詳しい数字はまだ出しておりません。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

その委託をしている皆さんですね、どこへ頼んでやっておるのか。そこをちょっとお聞きをしたい。

委託されている、まあ学校の教師ではないと思うんですが、まあ一般から雇うて、頼んでやらしておるのかどうか。そこら。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

委託につきましては、NPO のはらから（後段で、教育次長より「子ども教室連合保護者会」との訂正あり）の方へ委託をしてですね、はらからの方でその指導員を雇用して、教室の運営を行っておるということになっております。

（竹下議員より「定めてるの。その委託する人は決まった人でない」との発言あり）

それは決まっております。はらからの中でですね、はらから（後段で、教育次長より「子ども教室連合保護者会に委託」との訂正あり）に委託をしておりますので、はらからの方で雇用をして、決まった人がしておるということになっております。

（竹下議員より「はい」との発言あり）

議長（小永正裕君）

山本君。

19 番（山本久夫君）

その児童館の運営費の 13 節の 700 万は横浜の児童館やと思うんですが、これはまあお金はどのこのやないですが、前々からアウトソーシングをするということを言い続けて、片やアウトソーシングして公営委託して、片一方ではまだそのまんまやりゆうというのはいまだに続きゆうわけですが。この辺のことはどうやる気です。今後このままいってしまうのか、本当にアウトソーシングをする気があるのか。

町民館に限らずね、あかつき館なんかもそうです。もうアウトソーシングできる部分というのは、わずかになっちゅうんですね。その中でこのまま、片一方の児童館は NPO にやって委託さして、片一方はそのまま、こうやって予算組んでどんどんどんんいってしまうという、そういうことを何年続ける気です。

答弁をお願いします。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

この児童館のアウトソーシングについては、現在、部落の皆さんと協議中でございまして、今年度も何回かこのことについて、アウトソーシングについて協議を致してきたところです。まだ最終的に詰めができておりませんので、このことについてはですね、21 年度も継続をして協議をしていきたいというふうには思っております。

今、山本議員言われましたようにいつまで続くのかということですが、少なくとも 21 年度には結論を出したいというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

ただ今の件ですけども、ご指摘のようなことでございまして。これではいけないということで、20 年度に相当詰めた話もして、今もう最終的な段階にきておりますので、この 21 年度途中でもですね、調整が整えば委託

したいというふうに思ってます。

(竹下議員より「議長」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

竹下議員は、3回質問終わりましたので。(竹下議員より「わし、ちょっとでええ」との発言あり)

ええ、この3款につきましてはですね、(竹下議員より「ちょっと小休にして、次長が答弁された内容は、馬荷小学校」との発言あり)

暫時休憩します。

休 憩 14時13分

再 開 14時14分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

3款の質疑はほかにありますか。

西村策雄君。

12番 (西村策雄君)

95ページのね、(議場より何事が発言あり) まだかね、まだいっちょらんかね。(議長より「3款についての質疑ですが」との発言あり) ここまでしか開けちょらんけん。

議長 (小永正裕君)

ほかにありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで3款の質疑を終わります。

次に歳出のうち、4款の質疑はありませんか。

矢野君。

7番 (矢野昭三君)

広域行政の分で、89ページに負担金があるんですが、ここだけではないです。私が思うのは89ページのその負担金の所がございますが、高いとか安いとか言う前に、そのもっと前の方でほんとは質問したかったんですが、金がないということで合併した、いろいろ努力しゅうわけですが、それぞれ。

広域行政についての負担金が、どれだけその改革ができておるものか、いないものか。私がいろいろお願いしようのはこの辺にあるわけがございます。こればあ要るからこればあ払わないかんという前に、こういうことのためにこれこれ金が要るんだ。で、それはしかし、その努力はこの程度やったけれども、どうしてもできないからやむを得ない金額であるというような説明をもらいたいわけなんです。

2款の方からずっとこう追わえて聞いておりましたけれども、その辺のお話がないようですので。全体としてですね、まあ今回はこの今は89ページについてですけど、まあその辺をどんなふうにお考えか。

議会のこの場でお聞きできるだけしかございませんので、その辺をよろしく願いします。

議長 (小永正裕君)

町長。

町長 (下村正直君)

お答えします。

それぞれの細かい数字は持ち合わせておりませんが、幡多広域でもですね、非常に各市町村財政が厳し

いもんですから、まあ例えば幡多広域での補助金審議会等で、補助金も相当ここ去年、今年、もうほとんどなしに近いとこまでカットさせてもらいました。

それから、ごみ処理等々についてはですね、その年その年の状況がございますので一口には言えませんが、いずれにしても、皆さん大変財政的に厳しいもんですから、お互いがですね知恵を出し合って、経費の削減を図っておるということです。

それから、ついですが、幡多広域で皆さんから拠出してですね、県も出して10億の基金があったわけですが、ある市町村の方ですね、どうしてもそれを解約をして、各市町村に返してほしいというような提案がございまして。まあわれわれ黒潮町としては、いろいろと鉄道の関係等もあるわけですので、それは大事に広域の方に基金として置いておきたいという思いだったんですが、事実上半分をですね、解約するというようなことで。

まあそんなこともございまして、いろいろと工夫を凝らして経費節減には努めておりますけども、各市町村ほんとに厳しい状況にあるということです。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

96 ページですが、13 節、委託料のですね560 万です。この委託料の、特産品商品化開発委託という所と、（議場より何事か発言あり）4 款いってません。4 款かと、すいません。

議長（小永正裕君）

4 款ですね。

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

88 ページのね、委託料、節の13 ですわ。これがごみ収集車で委託の5,500 万なにがしの予算が組んでおりますが。

佐賀と大方の内訳ちょっとお願いしたい。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（米津芳喜君）

お答え致します。

大方分が3,745 万4,000 円、佐賀分1,302 万8,000 円です。合計5,048 万2,000 円です。

議長（小永正裕君）

委員会の方で、あと質問してください。

よろしくお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで4 款の質疑を終わります。

次に歳出のうち、5 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで5款の質疑を終わります。

次に歳出のうち、6款の質疑はありませんか。

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

すいません、先ほど間違えまして。

96 ページですが、13 節の委託料 560 万の所です。この委託先、2 つありますね。

この委託先はどこか、教えていただきたいと思います。

それから、15 節の工事請負がありますけど、この特産品の開発ですね。その 15 節、18 節の備品購入費もありますけど。

大体特産品の開発、まあどのような所でどういうふうにしていくのかっていうのがちょっと分かりませんので、これに併せて説明いただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

ただ今の質問ですけれども、その質問の回答のまでにですね、この取り組みについてちょっと説明させていただきます。

この事業、まあ産業振興推進総合補助金ですけれども、この事業の目的ですが、産業振興計画をですね効率的に実行するため、商品企画開発やですね、加工、販路拡大、そういう分野、生産から販売段階までの取り組みを総合的に支援する事業で、3 カ年の実施事業です。

この事業はですね、まあ県の産業振興計画に基づいた事業ですけれども、この事業まさしく黒潮町の、今いろんな議員さんからご指摘を受けております産業振興計画をどのように進めるのかという分野で、まあ黒潮町がですね、振興計画を打ち出しちようそのものでありまして、いろんなですね町の産物を生かした製品をですね、町の特産品として認証しながら取り扱う基地的な加工場を造りたいという考えで、予算化したものです。

営利をまあ目的とした会社組織もですね、設置しなければならないとかいう分野もありますので、今後十分な協議を行いまして検討、進めていきたいと考えております。

それで現在ですね、予算化をさせてもらっておりますこの予算についてはですね、20 年度やっておりました中山間地域産業再生モデル事業、これに基づいた予算化でですね、その後まあ県の事業見直しみたいな形がありまして、当時はですね、事業費が約 3 千万、補助金がですね約 3 分の 2 の補助金で 2,000 万の予算編成となっております。

それでまあ今言ったようにですね、21 年度からは産業振興計画の計画推進のためにですね、総合補助金が創設されまして事業強化し、総合補助金に統合された中で、中山間地域から全地域に範囲を広げた中でですね、産業振興推進総合補助金として補助限度額を 5,000 万としてですね、3 分の 2 以下の制度で事業推進を図ることになっております。

そのため、まあこの今の予算化ですけれども。その県との折衝とか、いろんな計画の中でですね、一部見直しがあると思いますので、その見直しについてはまた補正予算等でですね、お願いすることになると思いますので、よろしくお願いします。

それではですね、宮地議員の質問の委託料の 560 万のうち、2 つの委託があるがという点からですね、説明をさせていただきます。

1 つはですね、特産品商品化開発委託ということであります。これについてはですね、菊水へ委託しましてですね、きび酢の世界をまあ商品開発したいということで、きび酢の世界はですね、発酵等の関係があつて許可が要りますので、まあ菊水へ委託したいというふうに考えております。

それから、きび酢とか大豆、小豆、漬物等、まあそういう分野の製品作り、それとまあアドバイザーなんかを受ける中での委託で、いわゆるその 360 万と。

もう 1 点はですね、農産物集出荷委託ということで、現在ですね、馬荷とか蜷川地区で行っております国のモデル事業でですね、町の自治研なんかで取り組んでおります中山間地域からですね、直販所へ運んでくるような取り組みですけれども、それがですね田野浦地区とか佐賀地域でもその要望があるというようなことで、まあそういう分野にも集出荷していくためにはですね、一定限委託が必要という形で 200 万を計上させてもらっております。

それから 15 節の工事請負費ですけれども。これについてはですね、先ほど申しましたように当時は中山間の 3,000 万の事業でしたので、その大きな計画ができなかったものでですね、中央保育園をまあ協議した中で中央保育園の屋根の修繕をしながら、雨漏りがするということでしたので修繕をしながら、あるいは調理場を改善しながら、そういう中での 400 万の請負工事です。

また、備品購入ですけれども。これについてはその開発研究に伴いまして、まあいろいろと備品が要るわけですが、主なものとしましては、まあ研究室のエアコンとかですね、テーブルガス台とか冷凍冷蔵庫、そういう分野。あと、こまごましたいろんな分野の備品が要りますけれども、主だったところについてはそれです。

(議場より何事か発言あり)

200 のですね、委託先についてはまだ決定はしておりません。今から協議する。

以上です。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

村越君。

1 番 (村越比佐夫君)

96 ページ、まあ重複する点があるかと思いますけど、この 96 ページの 18 節、備品購入なんですけど、今、その上の 15 節で今言われた中央保育所のとこ改善どうのいう、まあ話もありましたけれども。

これねえ、まあ商品開発となると、いうたらそれをほいたら開発したものを、どういうまあいうたらとこで商品化、正規で販売につなげていくようなね、そういう系統だった考えじゃないと思うんですよ。ほんで、僕はまあ佐賀のいうたら保育所が空くわけで、その後の利用についてはまあ年寄りなんかのまあね、施設とかそういうのを改良してもろうという考え思っておるんですけども。やはり、ちょっとこうそこあたりが僕はね、計画性の問題だと思うんです。企画、計画性。佐賀は割とこう製造、水産物にしてもそういう大々的ないうたら製造しよう、販売しよう個所がある。だけど、入野の場合はそういう雇用して水産物とか、農産物なんかをね、漬物とかみそとかいうその販売ルートが割と持ち合わせがないわけなんですよ。

だから、そこ 1 つ考えてもね、どうしてもこう、そういうものを提案した人、まあそれは内部か外部か知らんけれども、こう系統だつてこう進歩するような計画じゃないと。だから、もうちょっとこれ議論、まあ内部で吟味して、そんな備品にしてもどういうものを開発するんでどんなもんが必要だというような形を、いうたらただまな板を買って、包丁買って、台所を造つてとかいうことじゃなくて、もう少しこう内部で吟味して、まあ建物のこととか場所とかいうことの調整することできないですかね。どうもこう、単発的なこう展望の見

えん、先の見えない一時しのぎの商品開発にしか見えないですが。

その点どうですか、課長。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

今のご質問の一時しのぎというようなことですが、まあこの商品開発についてはですね、今特産品の開発、いろんな分野でやっております。黒砂糖の世界とかいう分野、また、きび酢の世界もまあ一定限考えていけないかとか、ドクダミの世界とかいう分野をいろいろと考えております。

また、特選品奨励の世界でも、今現在 19、20 で 8 件の申請に基づいた中での特産品的なものの受け付け、また実証的なものもやっておりますので、そういう分野を生かした中で、これを黒潮印的なものに認証してですね、当然、認証には一定限その委員会みたいな形での認証協議会みたいなものでですね認証をしながら、ほんで黒潮印として黒潮町の特産品を生かしたものを都心のアンテナショップ等へですね発信するような、そういう形態を考えております。

ほんで、この細部についてはですね、今事業の中身もちょっと県の方でも変わってきましたので、議員おっしゃるようにですね検討を詰めながらですね、進めていかないかんことは重々承知しておりますので、今後見直しも当然出てくると思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10 番（森 治史君）

お伺い致しますけど、このまあ中央保育所を修繕し、台所を直しよね、そういうことに取り組むことは結構ながでございしますが。これは、役場が直轄的にやるいう意思ではなかろうと思いますが、まあこういう施設である以上は営利目的の可能性も高いと思いますが、これは個人に、まあ個人いう場合は単独でやる個人もあるろうし、法人化した所もあるでしょうし、会社もあるでしょうけど、その辺営利目的でこれを利用されるのか。

ただ開発だけでは赤字になると思いますので、その辺をお伺い致します。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

先ほどちょっと言いましたけれども、最終的にはですね、営利目的で会社組織等をつくってですね、その中で運営いうことになりますので、まあその 3 年後になるかとは思いますが、そういう組織をつくらないかんことにもなります。

ほんでまあ、その当初の手掛けていく段階ですが、これについてはですね、今現在は特産協を中心にしながら、まあ一定限いろんな分野の人たちと協議しながらですね、その会社組織をつくり上げるまではそういう形でやっていきたいというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

もう 1 回、森君。

10 番（森 治史君）

今のお話でね、営利目的の可能性が出てきましたよね。

以前、ほかの保育所の活用のときによね、どうしてもその維持管理費が要るので、営利目的で使えないかという話が出たときに、営利目的は不可というような返答だったとお聞きしております。矛盾が出てきますよね、これ。同じ活用でありながらよね、片一方が個人的に活用して、どうしてもその役場の方はこの保育所を、あなた方が使うがやったら維持管理はあなた方にお任せしたいと。で、維持管理を賄うにはよね、どうしてもそこで一定限の収益のあることをやりたいというような希望があったと聞いております。そのときには不可であってよね、町が絡めて全体のことになったときには、ほいたら営利目的で、3年先であろうが営利目的が見えてよろしいんですか。これ、おかしいことじゃないですか。

一生懸命地域のことを考えて、活用を考えたときによね、それもなかなかうちも要らん、まあ保育所ですのていろんな部落が絡んでおります、園児の関係で。うちは遠いから要らん、うちはまだきれいな集会所とか老人施設があるから要らないということでよね、結果的に1カ所の所で引き受けて、個人でやりたいと。それで役場は、維持管理費はそちらで見てくださいますと。だから会費取って、今集まった人から使用料というような形で会費を頂いて、水道、電気代を捻出（ねんしゅつ）しているようですがね。おかしいと思うんですよ、個人がそうやってグループで手を挙げて、維持管理をやったときには営利目的は駄目。町全体の、確かに雇用問題がかかっちゃうと思います。けど、やはりそこはおかしいんじゃないですか、今度はかまんというのは、

その辺はどのように説明致します、その先の人に。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

中央保育園のことがよく出てくるんですけど、まあこの問題はですね、先ほど申しましたようにその中山間の事業のときにですね、まあ3,000万の世界やけん、あまり大きなことはできんろうと。けんど、もういつまでもこのまま今の状態で進むわけにはいかんと。基地となるその加工場等が必要なことやったけん、まあ3,000万ではどうしようもないけん、その3年間で手掛けていく中で、その方向性とかいう分野を見いだした中で、その本来の全作物、製品をですね対象としたものに作り上げていかないかんじゃないかというような考えでですね、まあ現在早咲の辺りも考えておりますけれども、そういう中で、区長ともまあ相談もしました。が、部落には部落のですね、意向もありましたけれども。そういう中でしたので、共存しながらですね、まあやっていけるんじゃないかというような形でその当時はですね、考えてやってきました。

ほんで今現在ではですね、その事業枠もその県の方も太りましたので、早咲の町有地辺りを生かしてですね、あこへまあ本格的なものを造らないかんがやないかということで進んでいます。まだ決定ではありませんけれども、そういう計画で進んでおります。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

課長、私は問うたのはね、そういう事業の内容のことでなくてよね、以前、保育所の休園に伴う活用のところでよね、そのときには営利目的が不可ですよということによね受け取っちゃう。で、今運営しているところがあると。

今回は、いずれそこで営利目的で使用するが、それをどのように説明なされますかというて問うたがであってよね、事業内容を、やりようことが私間違うちょうという意味での質問じゃないんです。ささいなことかもしれないけん、やはり同じ町内で町有の保育所を管理するときに、片一方はこんなにして大きなお金突っ込んで整備してもらってますよ。これはまあ事業があるからそれでいいです。

私の言いようのは、営利目的が最初のときには駄目ですよと言った。今回は、行政が絡んで3年後にはよね、絡む言うたら悪いですけど、もうそういう形で中山間全体のことを考えて取り組むがやから、3年後には営利目的の発生すると思うんですよ。それは今課長もよね説明の中で、3年後の営利を目的とするということを言うてますので。

で、以前は個人でも営利目的が不可と言うたものがよね、何で今度はいいんですか。それだったら、今管理しよう所にも営利目的での使用ができるようになるがですか。あまりにも組織が違い過ぎると、こんだけ差があるがですか。そこをお尋ねしようがですよ。

(産業振興課長より「ちょっと、休憩願います」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

暫時休憩します。

休 憩 14時42分

再 開 14時43分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町長 (下村正直君)

資料等を持ち合わせておりませんので、正確さを欠くかも知れませんが。

まあ当時、どこの保育所のお話だったか私分かりませんが、事業のですね補助金を受けておるとか、まだそれが済んでないとかいうようなそういった関係、あるいはまた、その当時の法制度がですね、今よりもっとそういう面で厳しかった背景もあります。そういったこと。

それから、個人が営利目的にやる場合、あるいは行政、あるいは地域のそのものがそういったことをすると。例えば蜷川でですね、宿泊施設を学校の跡地を利用してやっているわけですけども、それも営利目的も当然あるわけです。まあそういうそのときの状況でですね、まあ行政としたら間違ったことを言っていないんじゃないかなと思います。

今回はまず1点、法的、制度的にその辺が、こういう利用の仕方も可能であるということがあってまずこういうことを言っているわけでした。

それから、この取り組みの中身ですが。今課長から答弁もあったようにですね、われわれ非常に今までこの地域の特産品の開発という点について、ニワトリか卵かみたいな議論というか、どうしてもそういう取り組みになってまいりました。開発するにはですね、やはり加工場がないと開発はできない。加工場を造るには、やはりそれだけの生産がないとできない。あるいはそれだけの生産がないと、また加工して売ることにならないということで、まあどこからかは切り崩して開発、販売にまでこぎつけていかないかんわけでした。そういう意味では今回、県の産業振興の計画とですね、私どもの黒潮総合振興計画に基づいた、まあ先ほど課長が言っておりましたようないろんな農産物の開発に伴って、それを黒潮印のですね商品として販売につなげていく。やっとう、手応えがつかめるかなという段階にきております。

そんなことで、まだ利潤追求のですね組織、団体といいましても、すぐ21年度からそういう団体が出来上がるわけじゃありませんので、まあそこら辺でですね、総合的に考え合わせて、このたびのこの保育園の跡施設を使うことには問題ないがじゃないか、もちろん地元地区にはですね、保育園のまあ関係地区にはですね、お断りは当然しながら進めておるところです。

それから、今、最後の方で課長が少し言いましたけども、県のこの事業がですね、金額的にちょっと太って

くる話がございまして、まだ決定じゃないですけども、もしあれだったですね、早咲の加持に向かう所にかなりの敷地が、町のがございます。そこで思い切った施設を建てると。そして、そこをすべての農産、特産品の開発、販売の拠点にするというふうな構想を今進めております。

以上です。

(森議員より「議長、ちょっと休憩くれます。ちょっとだけ」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

暫時休憩します。

休 憩 14 時 45 分

再 開 14 時 48 分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

村越君。

1 番 (村越比佐夫君)

まあ重複する、町長の答弁の方でくるかも分かりませんが。

その、まあいうたら委託する業者ですね。大体、想定としてどういう構成の団体に委託するということ、恐らく委託すると思いますが。

議長 (小永正裕君)

町長。

町長 (下村正直君)

当面のところはですね、そういう母体がないものですから、特産協を中心にですね、いろんな関係の皆さんと協議しながら進めていくということになろうかと思います。

それで、これもそういうめどがつかんとなかなかそういう母体もですね、できにくいですけども、まあ私は3年間のうちにそういう母体は育っていくということ同時に進めたいと。ほんで、どうしてもそういうことがですね、民間の活力で整わない場合には、第3セクじゃないにしてもですね、町の方でそういう、まあ清水でやってるようなですね、そういうところまで思いもしております。まあ、いずれにしてもそういう民間活力をですね、期待はしております。

それから、この事業そのものの委託ということがまだ先であろうかと思いますけど、そういうことにもなるかと思いますが。それぞれの開発のですね、例えばきび酢なんかの場合でしたら、2月の新聞にも載ったわけですけど、県の商業と農業、漁業の連携の基金の、それを全国で61のですね、四国からは4つかなんぼやったでしょうか認定を受けまして、菊水と一緒にきび酢を開発するということで進んでおりますので、そういう場合にはきび酢とのいろんな関係。それからドクダミだったらドクダミを、町内でドクダミ事業を展開される会社なり方との関係。そういうふうなことになってはこうかと思います。

議長 (小永正裕君)

村越君。

1 番 (村越比佐夫君)

ほんで、構想としては別に僕、どうじゃないんですよ。まあええことで開発していかないかんという。

ほんで僕、一般質問でもやったように、ほんとにこう一産業として農業なら農業で、ハウス園芸の中で、まあイチゴ栽培とかメロンとか、いろいろなもんやりようがのまあB品とかC品のね、そういうものがどのぐらいの年間出荷しようのか。まあいろいろそういうものを全部調べた揚げ句、ほいたらこれが年間利用できる、

間はまあ何月から何月まではイチゴがB品、C品でね、無駄になるもんがいうたら商品化できるとか。こういうものをサイクルを調査して、それからそれをいうたら商品開発はどうしたらできるかということのことを提案したことがあるんですわ。質問したことがね。

そういう、とにかくこう先、先、先、先へ言うて、ひとつつもその、地元のわれわれが議員でも、何をほいたら開発しようとしようのかいうことが、ドクダミとか黒砂糖の感じのことはもう既に菊水と提携しながら開発していきようということは、これはまあ販売持って、そういうまあノウハウ持って研究してるから、これはまあこれでよしとしますわ。

だけど、今から新たに商品開発するものが、どんなものを開発しようとするのか。ほんで、どういう農産物をやっていくのか、全くいうたら北海道から原料を仕入れてこんなもんこさえるんじゃないかとかがは、われわれ分からんわけなんですわ。ね。

だから、ただ商品開発じゃ特産品やいうて僕が言いよったそういう今の行政の流行語におぼれてね、先行投資しよったら失敗に終わるんですわ。ほんで、やるならまあこの予算説明の中でも、やっぱ開発するためには県の工業試験場のこういうものの派遣してもらって指導も受けるとか、いろいろそういう力強いね、ことを説明も入れて含みも持ってわれわれに予算提案、この問題についてはしてもらわんとやね、ただ素人集団で、思い付きでいうたらこんなみそ作ったら売れるじゃないろうか、ねえ、こんな漬物をやったらええやないか、こんなジャムを作ったら売れるがじゃないじゃおか言うても全部ね、そんなものはもう後発なつてしもうちょうんです、はっきり言うて。後発。

だから、そこらあたりやっぱ町の姿勢としてもう商品開発はもうこの時点から、第3セクターで少人数でもかまん、役場がもう今のいうたら県の方へいろいろな力入れようね、制度を活用して放り込んでいくぞという意気込みをね、持ってもらわな。まだいうたらどういう団体にとか、どういう構成でいう話じゃよ全く、商品開発と数字だけであつて、意気込みがねえ、やっぱちよつとこう人にこう後であおられて、波路側のあくたみたいに打ち上げられたり、沖へ引き流されたりするような、僕は予算説明にしか聞こえない。

そこらあたりもっと内部でこれはもう、これ以上質問しませんけど、内部でもう少しね、ほんとに町長としてこれだけのいうたら力入れてやろうとする言葉が出てきようわけやから、内部でもっとやって、第3セクターで少人数でもかまん。希望者を入れて、県のいうたら工業試験場の技術屋を呼んで、やるというぐらいの意気込みの答弁をお願いしたい。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

ごみあくたには恐れ入りましたが。

私もですね、今まで個人的にも当然この黒潮町でですね、農林漁業を通じてそういった商品開発なり特産物をお願いですとずっとやってきましたし、また、皆さんの方からも強いそういう意見を、また指摘をいっぱいいただきました。

その中で、繰り返しになるかも知れませんが、いろいろな事例等々勉強してもですね、やはりどこから始めてええのかというような、さっき言ったジレンマがどうしてもあるわけです。それで思い悩んできたわけですけども、今回、県の産業振興計画とですね、われわれがそういうふうにならずかでもですね積み重ねてきたものがひとつドッキングしてですね、手応えを感じるというときになりました。

そのときにこの事業でも、今いろいろなご指摘がありましたけども、そういう専門的な分野の支援も受け入れられるような方向性、あるいは今まで奨励金も出してですね、いろいろな農家、一個人であったり、また会社で

あったり、グループであったり、いろんな方がいろんな材料でいろんなものを提案してくれております。そういった一つ一つをですね1個所に集めて、その認定制度によって黒潮町のさしすせそという、黒潮印のコンセプトでですね、1つの束にまとめると。そうすれば、今まで単品でですね売ろうとしても数がそろわん、また、季節的に一時期しかない、というような不合理があったわけですが、私の方もまだまだイメージの段階ですが、その10なら10の認証を受けた安心、安全な農産物、海産物を開発した商品がですね、黒潮印という1つの、さしすせその束になれば、これはその束でですね、季節的にはその10のうちの2つ、3つが入れ替わっても、いつも束である。これをひとつのコンセプトにしてですね、販売も単品でやるよりはかけやすいんじゃないかと。

それについては、大学の先生等々とも連携も図っておりますし、また、有名なデザイナーとも既にその話で進めております。そういった外部の専門的な知恵もですね、入れてやっていきたい。そういう中で手応えとかですね、よっしゃということになればですね、それは町も思い切って次の手を打つというふうな進め方しかないんじゃないかなと、現在思っております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

97 ページのこの19 節、負担金補助及び交付金の中でね、まずこれ、まあいつも事業として毎年取り組んできたろうとは思いますが、まあ記憶にないもので。

これで、新規事業として起こしているのがこの中に含まれているかどうか。いるとすれば、どんな内容の事業なのか。

それから、まあここにこういう形で、例えば中山間地域集落営農支援事業として、どんな補助金の出し方をしているのか。まあそれらは補助申請書が当然あって、住民からこういうものをするという内容でその様式があって、それで提出をされて貸し出しをして、補助金を出しておるのか。それとも、いなり金額を、まあこういうことをするからくれということであれば、それへそのままこの予算があるからということを出しよるのか。そこらあたり。

それからもう1つは、その実績内容ですね。これまでずっとこういう補助金を出してきたということについて、まあそういう内容の中でどういった実績があるのか。そういう点について、まずお答えを願いたい。

それから99 ページ、農業集落排水事業の特別会計への繰出金3,358 万3,000 円。まあこれは加入率からこいって、まあそれぞれ赤字での補てんの分と、それから公債費の国への還元する分というもんが一緒になっているようですが、その区分け。3,358 万3,000 円、これに対しては赤字補てんが大体なんぼで、それからまあ基金への公債費の分の国への返還分がなんぼか。

それから、それぞれ出口、蜷川、鈴の今の加入状況がどうなっておるのか。いつまでこういった形で繰り出しをして、永久的にこれを繰り出しをしていくのかどうか。ここらあたりについてお伺いをしたい。

以上です。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

まずですね、97 ページの19 節、負担金補助及び交付金の中で、新規事業はあるかということですが、これについて新規事業はありません。今までやっている事業です。

この1つだけです、先ほどあります黒潮印の特産品開発推進奨励交付金事業、これについてもですね、現在行っておりますその奨励金の分をですね、この負担金に持ってきたということです。

それから、中山間地域集落営農支援事業の分は、どういう形態かということですが、これについてはですね、中山間での集落の共同利用機械、そういうものをですね、要は県の補助金2分の1、町の補助金6分の1の世界で取り扱っている事業です。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（矢野健康君）

農業用機械整備事業847万6,000円と、その下の同じ名称で施設整備がありますが、これは集落営農組織の育成ということで進めておりまして、佐賀の荷稻集落の育苗ハウス、またコンバイン等の整備を県の補助金を入れて導入することにしております。

その下が、佐賀橘川の集落営農組織への支援ということで、倉庫の建設を予定しております。県の補助金が2分の1であります。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

農集への繰出金の3,358万3,000円の内訳ですけれども。

ちょっとすいません。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 15時03分

再 開 15時04分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

これについてはですね、主なものとして公債費です。それについては2,944万3,000円、そのうちの元金が2,012万2,000円、利子が932万1,000円となっております。

それと、その他はですね、主なものとして修繕料の168万2,000円という形になっております。

それから加入率の問題ですけれども。加入率がですね、蜷川地区でですね69.1パーセント、それから出口地区でですね50パーセント。ほんでこのうちですね、空き家等もありますので、戸数にしてですね蜷川が63戸、それから出口の69戸が67戸で、給水の使用料としてはそういう計算でやっております。

それから今後の見通しですけれども、今現在水道料による使用料に置き換えた中で検討もしよりますけれども、なかなかその使用料として今現在の使用料を上げるとですね、加入率にも影響があるがやないろうとか、いろんな分野想定した中で今後どういう見通しながかという分野についてはですね、なかなか判断が難しい面がありまして、この辺あたりはですね、今後慎重に協議しながら見通しを立てていかないかんがやないかというふうに考えております。（議場より何事か発言あり）

今言うたようにですね、繰出金がなかったら、経営というか収支が成り立ちませんので、どうしても繰出金も頂かないかと。

ほんでただ、その繰出金 3,358 万 3,000 円の中にはですね、一定限、交付税算定が含まれておりますので、その分が 2,230 万 5,000 円が見込まれていますので、21 年度についても。まあこれの差額当たりが直接の一般財源じゃというふうな形になります。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

97 ページのそれぞれの負担金補助及び交付金についてはですね、大体まあ大きなもので機械の整備事業と、それから農業用施設整備事業、この 2 つですが。

これ、機械を今年新たに入れるわけでしょう。これ、まあ、もう既に入れるという計画ですわね。それと、それから農業用の施設のその整備としては、まあ倉庫らしいですが。これも大体、まあ毎年こういった申請が出されて、それぞれずうっと整備をして、まあ個人の所へこう扶助していきよるのかどうか、それをもう一遍聞きたい。

それから、この集落排水事業では 3,358 万 3,000 円のうち、2,230 万 5,000 円が、まあ交付金で還元をされている。そしたら、その差し引き残った分が、まあ赤字の埋め合わせと見ていいと思うんですが、そうですか。

ほんで、これがまあなぜこれを、確かに繰り出しがないと特別会計の単独ではやっていけない、まあかなりの料金の引き上げにつながるということで、これまでも度々問題になってきたけれども、まあこれは致し方がないということで、まあ議会も認めてきたわけですが。

今度まあ、これは質問ではないけれども、ケーブルテレビの加入率とかいうことが今後の問題になるんですが、そこらあたりのひとつ参考としてもね、結局赤字の補てんを大幅にしなきゃならんというような問題が出た場合に困るんで、そこらもまあひとつこう一緒に考えてもらいたい。これは、一応意見として受けとめてほしいと思ってます。

以上。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

まず僕の方からですね、中山間地域の共同利用機械についてはもう使うようになってちょうがかという件ですが。これについてはですね、部落からの要望に基づいて、県にも合議（あいぎ）はしちよりますけれども、まだ新年度予算ですので、買うたとかいう分野にはなっておりません。

以上です。（議場より何事か発言あり）

毎年というか、やりよります。はい。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（矢野健康君）

集落営農組織の育成ということで、荷稻、また橘川集落、昨年から機械を導入しております。今年で 2 年目となっております。

どうしても農家の方がですね、いろいろ生産コストが掛かっておりますので、作業の受委託を進めて生産コストを抑えるというようなことで、その営農組織を育成しております。

この、まあ次年度も続くかどうかいうことは現段階では分かりませんが、今年、21 年度にはこの事業で補助

事業を導入していきたいということで、申請したいと考えております。

(竹下議員より「何台構えちょうか、その金額で。それをちょっと」の発言があり)

議長 (小永正裕君)

暫時休憩します。

休 憩 15 時 14 分

再 開 15 時 15 分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

竹下君。

16 番 (竹下芙佐雄君)

まああんまりあれやけれども、どんな機械を何台これで購入をするのか。今年はこれこれの申請で、こればあをかうて与えるということをもっとこう具体的に聞きたいと思います。

それから、農業用の施設整備、これも個人にするがでしょう。だから、その個人にするがやったらまだほかにもいろんな希望者が出てくると思うんですよ。だからそこらあたりの点を考えて、今後も引き続いてずうっとそういった施設を構えていくのかどうか。もう打ち切りということは毎年こういう、だから、その実績というものについて聞きたいということでお伺いしておる。

議長 (小永正裕君)

産業振興課長。

産業振興課長 (松田 二君)

中山間の地域集落営農支援事業ですね、共同利用機械についてはどんなもんをかうがぞということですが、けれども。トラクターの購入 1 台分を予定しております。

その内訳としてですね、この予算化の 235 万 8,000 円は、県の補助金 176 万 9,000 円とですね、町の補助金 58 万 9,000 円の分、補助率にして県が 2 分の 1、町が 6 分の 1 の分を計上させてもらっております。

議長 (小永正裕君)

海洋農林課長。

海洋農林課長 (矢野健康君)

荷稻のですね、集落営農組織への導入ですが、4 条刈りのコンバイン 1 台、もみすり機、それから計量器、育苗ハウスの 504 平方メートル、これに係る事業、県の補助金を 3 分の 2 受けまして、補助予算の 2 分の 1 を町が継ぎ足して補助するという組織への補助です。個人の機械ではありません。

で、下の佐賀橘川の営農組織は、2 階建ての鉄骨倉庫 148 平方メートルの建物を建てるものです。これは県の補助金 2 分の 1、補助予算の 2 分の 1 を町が補助するものです。

(竹下議員より「はい」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

西村策雄君。

12 番 (西村策雄君)

村越君の質問に関連するのですが、やはりこの 96 ページと 97 ページのいわゆる商品開発等々の問題はですね、やはり今回、町長の答弁でほとんどかたは付いたと思うのですが。

いわゆる今年限りやなしに、やはり 3、4 年はずっとこう県の対応等を踏まえての黒潮町として取り組んでいくということになるのかと思うのですが。それにはね、やはり補助金が伴いますので、各その受け皿の団体に

対しましてね、補助金等の審議会、審議会をつくって、評価もするぜよと、審査もするぜよと。その結果を町長に報告すると。ほんで町長は県と、また課長で組織してもろうたそういう県との交流もしながら、指導も受けながら、進めていかないかん大事な事業ばかりですのですね。

そういうね、内部で課長中心の審議会等の委員を結成してやった方が、非常にスムーズにいくがやないかなあと。いちいち県へ行かいでも、実質事業をするがは町内でやるがでございますので、平素からね、やはり指導も受けながら、話し合いしながら、評価も受ける。そういうね、仕組みを作った方が非常にスムーズにいくんですよ、物事は。

そういうことを考えるとやはりね、目的と行程、それから出発点が非常に大事でございますので、そういう方向付けをしてこの事業を進めていくということが、私は一番評価しやすいんじゃないか。やる人も非常にね、相談先もできると思いますのでね、ぜひそういう方向性を町長にね、ひとつ力入れてもらいたいなあと、そういうふうに思います。これは非常に大事なことです。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

従来からの各種団体等への補助金は、町内の補助金審議会ですら当然審議をしておるところですが、この事業化といいますかこんな関係は、特にそういう組織で審議会を開いて審議をと予想していないもんですので、おっしゃるようになりますね、有効に補助金が活用されているかどうか、当然各担当課長のレベルでもチェックはしておるわけですけども。

今後、まあこういうふうに各団体に補助する場合、また先ほどの中山間のモデル事業の関係、若干違いますが、要は有効に使われて、それが黒潮町の産業振興につながっていったかどうかということのチェックはですね、いろんな形で厳重にやっていきたいと思っています。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

これで第6款の質疑を終わります。

この際、15時35分まで休憩致します。

休 憩 15時 22分

再 開 15時 35分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、教育次長の答弁の訂正を申し出があります。

これを許します。

教育次長（坂本 勝君）

失礼します。

先ほどのですね、竹下議員の放課後子ども教室の委託先の答弁の中でですね、NP0 はらからと町が契約をしていますということを申しましたけれども、実際はですね、町と子ども教室連合保護者会という組織が契約をしています。

その組織の中にですね、NPO はらからも入っておりまして、契約の相手方としては子ども教室連合保護者会という名称です。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで、教育次長の発言を終わります。

質疑を続けます。

歳出のうち、7 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで 7 款の質疑を終わります。

次に歳出のうち、8 款の質疑はありませんか。

下村君。

15 番（下村勝幸君）

すいません、118 ページのですね、上の方の 15 節の工事請負費です。今回、上川口の公園緑地等整備で 5,440 万円ということなんですが。

具体的にですね、どこまでどんなふうにする計画なのか、教えていただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

今年はですね、工事請負費の関係ですけれども、公園緑地の整備ということで、緑地部分のですね、ビーチバレーとか駐車場、緑地等の整備とですね、トイレ、休憩所等の整備を予定しております。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

115 ページの 15 節、工事請負費ですが。ここはですね、5 路線の道路整備だっという説明あったんですけど、この 5 路線が速くてですね、全部聞き取れなかったんですけど。

もう一度お願いします。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それではお答え致します。

まずですね、今進めております馬荷線、それから宮前線、これ鞭です。それから東押線、これも鞭です。（宮地議員より何事か発言あり）東押。場所はですね、今、鞭の上に集会所を建てておりますが、それから北向いて入った道です。それから湊川線、それから馬目力鼻といいまして、伊田のですね、し尿処理施設、これに上がる道の防護です。

この 5 路線です。

（宮地議員より「ありがとうございました」との発言あり）

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで8款の質疑を終わります。

次に歳出のうち、9款の質疑はありませんか。

小松君。

14 番（小松孝年君）

129 ページの備品購入費の中ですが、AED 恐らく2台買うような予算になっていると思いますが、これはどこに設置する予定か。

それともう1つ、その下ですね、負担金補助の所ですが。高知県防災行政無線整備費負担金というのがありますが、これはどういった整備をするための負担金か、お聞きします。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

お答えします。

AED、今回は70万で2台予定しております。現在のところ、馬荷地区と加持川地区に1台ずつ、今年は入れていきたいと考えております。

それから、高知県防災行政無線整備の負担金でございますけれども。これは高知県が整備しております防災行政無線がですね、古くなったために更新致しました。そのためのですね、町の負担金ということで1,004万7,000円計上致しております。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

127 ページの工事請負費でよろしいですか。これ防火水槽があるんですが、じゃあ何カ所設定してますか。

それから、18の備品購入費で消防備品とあるんですが、これはどういうものでしょうか。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

まず、工事請負費の防火水槽の設置工事の場所でございますけれども、灘、白浜、熊井、市野々川へ2箇所、この5箇所でございます。

それから消防備品でございますけれども、備品は数、品いっぱいありますけれども、主なものとしましてはですね、消防ホース、それから大きなものとして操法訓練用のですね、角形の水槽、それから大きなものとして発電機、それからチェーンソーとかトランシーバー、消火栓ボックス、そういったですね、いわゆる消防施設の整備備品でございます。

細かいものがいっぱいありますけれど、以上、大きなもので。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

竹下君。

竹下君、所管の、委員会で。(議場より「僕らの、委員会で」との発言あり)

(竹下議員より「同じ委員会やけん、言うなと」との発言あり)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで9款の質疑を終わります。

次に歳出のうち、10款の質疑はありませんか。

宮地君。

3番(宮地葉子さん)

152 ページですけど、学校給食費ですが。本年度と前年度と比べましたら比較がですね、18万7,000円しか増えておりませんよね。

大方中学校で学校給食が始まる場合、当然食事数も増えるわけですし、人も増やすと思うんですけど、これだけしか予算が増えてないっていうことは、この働いている方に負担が掛かるようになるんでしょうか。これ、どういうふうに解釈したらよろしいんでしょう。

議長(小永正裕君)

教育次長。

教育次長(坂本 勝君)

お答え致します。

予算の増減ではですね、18万7,000円しかまあ増えておりません。この内訳につきましてはですね、まず昨年度のこの金額の中にはですね、いわゆる学校給食を始めるに当たっての各種の備品、車とかですね、備品。それから、大方中学校の配膳(はいぜん)室等の改修工事等が含まれておりました。

今回、まあ今年度についてはその分が減りました。代わりにですね、今度は給食に要する、例えば賄い材料費、これも約1千百万程度増えております。その他、臨時の賃金等が増えて、まあ相殺されてそういう形になったということでございます。

以上。

議長(小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

下村君。

15番(下村勝幸君)

3点あります。

まず1点目がですね、137 ページの上の方にあります工事請負費 200 万円のエアコン設置ですけど。予定はですね、どの辺りの学校から始めていくのか、またどれぐらい付けるのかということがまず1点と。

それからですね、次の138 ページの上の方にあります上川口の河川プールの関係なんですけど。今回ですね、県道が新しく整備されて、以前のですね、河川プールへ来た人が停める駐車場がですねなくなったりとか、あと路線も変わった関係で、今年の夏がですね、あそこに来た人たちがどういう形になっていくのか、ちょっと地元の人たちもですね、かなり心配している部分があります。駐車場という意味ですけど。そのあたりをですね、どういうふうに考えられているのかということが2点目です。

それから3点目はですね、ちょっと全体的なお話なんですが。前回の一般質問の中で、学校関係のセキュリティーの関係について質問しました。この関係はもしかしたら総務費の中で含まれているのかもしれないですけど、そのあたり今年予算の中でどう考えられたのか。

以上、3点です。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

お答えを致します。

エアコンですけれども、エアコン200万についてはですね、まだ学校は特定はしておりません。職員室の広さによってですね、まあ業務用のエアコンが必要な所もありますし、小型の分で賄える学校もありますので。まあ、4校か5校程度の学校を予定しております。順次付けていきたいというふうに思っております。

それから、上川口小学校の河川プールでございますけれども。駐車場につきましては道路改良する前もですね、非常に道幅が狭くて、まあ河川プールに来られた方、車を止める場所がなかなかなくてですね、苦勞をされていたようです。今回まあ改良をしたということで、以前止めておった所も若干止めれなくなったということもありますので、まあこのあたりについてはですね、また具体的にちょっとどうするというのをよう検討しておりますので、保護者等とですね協議していきたいというふうに思っております。

それから、学校のセキュリティーの関係でございますけれども。教育費の方には計上はしておりませんけれども、総務費の方にですね、今回地域活性化の方で計上致しております。ページ数、確認しましょうか。（植田課長より「あ、行こうか」との発言あり）かまん。

総務課長の方から。

議長（小永正裕君）

総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

お答えします。

少しですね、教育関係でございますけれども、情報の関係がございまして、総務課の方でですね計上しております、少しさかのぼっていきますけれども。

20年度ですね、補正のですね31ページで、地域活性化生活対策臨時交付金の中にですね、委託料の中に学校ネットワーク整備委託ということで計上しております、約1千万程度の予算をここで計上しております。

実際はですね、明許繰越を打って、実際の工事は21年度になるということになります。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

132ページですね、委託料でスクールバス運行委託の件が出ておりますが、これはどういう方式になるのか。

うちの拳の川の小学校区域で中ノ川という所があるんですが、この中にはその字が出てこないの、まあこの辺がどういうところへ入ってくるのか。それをですね、お聞きします。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

お答えをします。

スクールバスです、今回、中ノ川地区に児童が2名、拳ノ川小学校へ行く児童がおります。その児童につきましてはですね、この委託料の中ですね、市野瀬、佐賀小中とありますけれども、この部分のスクールバス、これ高南観光の方に委託をして運行するスクールバスですけれども、これで運行ができるというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（矢野議員より「いや、方式をちょっとお尋ねしたんですがね。どういうやり方でやるという点を」との発言あり）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

運行の形態ということでございますけれども、今申しました市野瀬、佐賀小中、それから鈴、佐賀小中ですね、この2路線については高南観光自動車の方へ委託を致します。鈴、佐賀小中については、昨年度までは臨時運転手に対応しておりましたが、今回新規の委託をするというものです。

それから大方地区のですね、3路線。これにつきましては、いずれも西南交通の方へ委託をして運行するという予定にしております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18 番（明神照男君）

146 ページの節で負担金の部分で、黒潮町文化協会補助金が63万計上されておるのですが。自分不勉強で、その文化協会というのがどんな組織かわかりませんが。

どういう組織ですかね。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

お答えを致します。

黒潮町文化協会につきましては、合併前にはですね、大方町文化推進協議会という形で以前からもありましたけれども、主にですね、まあ文化的な活動をする団体、これがこの協会の方へ登録を致しまして、町の方からはですね、1団体当たり1万5,000円の補助を出しております。

今回、前年度と比較して若干補助金の方は落ちておりますけれども、これに関連してですね、その下にですね民俗芸能伝承文化育成事業費補助金、これが増額となっております、いわゆる今まで黒潮町の中で佐賀と大方、補助金の額が違っておりましたけれども、今回統一をしてですね、今まで文化協会が補助をしておったものをですね、この補助金の方で補助を出すという形にしましたので、金額が若干変わっております。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18 番 (明神照男君)

はい、分かりました。

それでこれも、今質問するのともうかとも思うのですが、たまたま合併するときのいう話が出たもので。

合併前に佐賀には、佐賀の教育を支える会という組織があったがですけど、それは現在はそれにつながる組織はございませんかね。

議長 (小永正裕君)

教育次長。

教育次長 (坂本 勝君)

すいません、その組織のことをですね、自分充分理解できておりません。

後で調べて、またお答えをしたいと思いますけれども。

(明神議員より「はい、分かりました」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

竹下君。

16 番 (竹下英佐雄君)

132 ページの委託料の下の段の方で、まあ廃校になった学校の管理ですが。これが、まあ金額にしてはわずかなものですが、これやはり廃校になって、一切まあ利用してないにもかかわらず、この廃校になって教育委員会からは大体もう切り離して、何か総務かどっかでの管理にすべきやと思うんですが。

そこらあたりはどんなに、今現在どういう形でこれを管理していきよるのか、その点をお聞きを致したい。

議長 (小永正裕君)

教育次長。

教育次長 (坂本 勝君)

お答え致します。

ここにあります各小学校、北郷、馬荷、鈴小学校につきましては、現在休校という形になっております。(竹下により「休校」との発言あり) ええ。そういう関係で、使っていないということはありません。実際まだいろんな面で地元、地域等がですね、使用をしておりますので、そういう形での維持管理ということでございます。

議長 (小永正裕君)

竹下君。

16 番 (竹下英佐雄君)

まあ一応、建前は休校ということですが、もう恐らく復帰をするということはないだろう。で、まあそこらの点で、北郷小学校が 33 万 3,000 円、それから馬荷小学校が環境整備の委託で 15 万、それから鈴小学校が 10 万、それぞれ。

これをどんな形で管理をして、まあ教育委員会のあくまでも施設としてこれをまあ利用し、管理をするということであるならばもっと具体的にね、どこへ委託して、ただ単純に部落へ委託して、その部落で利用してる。そうすると、部落で利用するということであるならば、もっとそれは委員会の管理外になるんじゃないか。で、教育委員会の施設としてやっぱり利用、使用をしていくんだということなら、そういう内容のひとつのものをきちっと整理する必要があるんじゃないか。

まあ、ここである 33 万 3,000 円というのは、費用ではあまりにもね、十分なその管理はできないだろうと思う。その点をちょっと心配しておるので、まあ一応、今後のやっぱり管理の仕方としてもやっぱりちょっと検

討する必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、そこらあたりいかがですか。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

確かに、この休校している小学校において使っていないものであれば、廃校にしてはどうかということですが、小学校を廃校にするということとなりますと、やっぱり部落の方の感情的といいますか、これまで学校というのは地域の皆さんの文化の伝統でもあったというふうなことから、これを全く廃校にして灯を消してしまうということになると何か寂しいというふうなこともあってですね、そのような休校というふうなことにしていると思います。

まあこれから先いく中で、もう子どもたちがこの学校を学校施設として使用しないということであれば、今後そのようなこともですね含めて検討していかなければならないというふうに思っております。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

まあ再度質問しますけれども、まあ学校を休校にした、そしてまあその休校にした学校を一応そのまま名義上は、休校という形でそのまま存続をする。それは気持ちとしては分からんでもないけれども。

まあ例えば、馬荷校下民に、馬荷の学校の場合は今、一部その何か、まあ不登校か何か、成人のひとつの障がい者いうかね、それをまあ NPO が入って一応利用されているようですが、今どうなったかちょっと見てないんで分からんけれども。そういう形で運行はしている。ただ、いつまでも教育委員会がやっぱり管理をするに当たっては、やっぱりそれなりの教育行政か何かの教育関係で運行をするためのその利用する内容がきちっとあってしかるべきや。

それが、今休校ということで全くそのわずかな 33 万 3,000 円というようなもの、あるいは 15 万とかいうような額で、年間ずっとこの管理委託をしていくわけでしょう。だからそれは部落委託をして持つということは、これは委員会が管理をしていくのも、それから町のあくまでも財産として、その財務の方で管理をするのも、結果は一緒じゃないかと思うんですが。まして、委員会としてはやっぱり、教育の問題にかなりこう集中した取り組みというのが必要やと思う。だから、こういったひとつのそのまあ言やあ不用になったその施設までやね、教育委員会がいろいろ心配をして管理もしなきゃならんというような形じゃあ、あんまり望ましい内容じゃないんじゃないかという気がするんです。

その点を、まあ総務のいわゆる財務管理の方で管理しても一緒じゃないかと思うんですが、そこらどうですか。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

確かに、竹下議員が言われるようにですね、教育として使用していないと。であれば財産で、町の方で管理してもいいのではないかというふうなことですが、確かにそのとおりだというふう思います。

これが起債の関係、あるいは補助金の関係等がですね、ちょっとここでどうなっているかということは分かりませんけれども、そういうことが心配がないということであればですね、学校設置者の町長ともですね協議をして、今後のことについては検討していかないかんがじゃないかなあというふうにも思っております。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

町長部局の方からお答えさせていただきますと、いわゆるその財政面ですけれども、廃校にしているというのは、いわゆる地方交付税の方にですね、カウントされているということもございます。

それから、教育施設として行政財産で管理している以上、これを普通財産に替えるということはちょっとできないかなと。で、そういった面で運用については今後、教育委員会の1つの課題と、こういうふうに押さえております。

（竹下議員より「今規制緩和で、いろいろ変わってきょうろう」との発言あり）

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで10款の質疑を終わります。

次に歳出のうち、11款の質疑はありませんか。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

項の2ですが、155ページですがね、いわゆるその公共土木の災害への対応ですが。農災、いわゆる農林関係のいわゆる災害等も含めましてね、大方へ来てね、怖い目に遭いようが。去年8月にね、ある所へ行った。ほんならね、6メーターばあくえちょうがよ。ほんでそこの区長さんに聞いたら、町へ言うちょうにのう、えらい怖い目さすのう、言いよった。今度、12月に行たらね、またそのおんちゃんがおってね、怖い目さすのう、どこの大体おんちゃんは何にぜよ、役場へ言うて行たがぜいうて言うたら、黒潮町やいうて。

あのね、佐賀やったらね、大抵ね、三月以内にやる。やららったら、たいちやの議長がね毎日ばあ行くわけよ。のせんなってやるが、ずつのうてやるが、それは知らんぜ。誠意があってやるが、それは分からん。相当無理がいきようがと思うけど、それでやって、いわゆる危険な所をいわゆる安全な道路に変えた、道に変えた。

ところが、大方はなかなか進みよらんのう。怖い。墓参り行きよったら、こっちが墓参りされるようになる。非常に怖いのですが、その対応の仕方ですよね。補助金がかかるまでやらんのか、それとこれに予算を組んじゅうがやきね、3,000万も。こういうふうに組んだらね、やはりその緊急の場合は入札やなしに、やはりもう協会を呼んでね、どうぜよと。順番にこういうことについては1,000万引かあなんぼと、500万引けばなんぼというようにね、ずっとその副町長のサイドでね、課長と話してそれを対応するようにしてもらわんとね、やっぱり雨期に入ってね、また台風が来たらね、そういう弱いところがだんだん落ちる。この気候の変動でね、どんどん山も変わってきてますので、そういう対応をしてもらいたいですよ。

それがね、言うたらもう区長に言うちょう、区長に言わないかんいうきよ、区長いうたらおまん、予算持ちちょうがかよいうて言うたら、いや、町へ言うちょう。はね掛け合いやね、ここは。やっぱりね、佐賀はそういうことなかった。合併をしてからたまげたけどね。やっぱりローカル、ローカルイーチいうかね、英語で。そこの文化いうかね、そこの良さはやっぱり生かしてもろうてね、予算を組んじよったらいわゆる管理をちゃんとして、いわゆる写真も撮る、延長も取る、断面も取る、立米も出す。その代わり土砂の、ダンプの2トンなら2トンの何台とか、4トンの何台とかそれをつちこう管理して、写真も撮って持って来いやと。せい

ぜい通れるようにしたら、1日で大抵のもんが通る。それを佐賀はやってきた。ここはそうやないよね。1週間ばあそのまま置いちょう。そういうね、県もそんなことはないんですよ。そういうことを言うたら佐賀はずっとやってくれよったがですが。そういうね、やっぱり迅速な対応じゃないと今の世の中ね、何ともならんがですよ。時間がない。追い詰められておりますので、生活に、さまざまな時間で。そういうね、やっぱり生きた行政をしてもらいたい。

今後そういうことはできんがですか。今までどおりの大方の文化でやるがですか。そこを聞きたい。予算組んじょうがでしょう、これ、3,000万。どうします。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

今の応急工事ですけれども、まあ生活的にとか、通行上非常に危険なと感じる部分については、議員言われるようにですね、断面等によってですね応急処置をやって、それもまあ含めた中での災害の査定にかけるといような考えでおります。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

西村君。

12番（西村策雄君）

ほんとにやってくれますかね。やはりね、普段からね、平素から県の土木、いわゆる農林課やったら農林課とのね連携を取ってね、うちはどうやりますよいうね、そういううちはどういうやり方でやるがですよということをね、普段からね話していちよかんと、なかなか県も動きませんので。動かん、なかなか動かん。しかしそれはね、ずうっと積み重ねてきたらね、おんなしように走ってくる。上灘がね、つえた時僕は電話した。現場から、5時に。ほんなら30分もせんうちに担当が家まで、わしゃ家までかけたわけよ。ほんでね、担当の家の電話も聞けよと。そればあにしよかないかんと思うんですよ。8時半に来てね、お願いして相談して来よったら、昼からになる。いんでまた相談するになるけん、こっちで処理しますよと、そういうことをいわゆるね、前向きな対応の仕方を県にね、やはり見せよかないかんと思うんですよ。

ぜひそういうことでね、今後町民のいわゆる生活環境、非常に複雑になっておりますので、ぜひそういうね生活を守る。知事が命の道や言いようろう。一生懸命やりように、あの人は。町長もおんなし名前やが、ひとつやってください。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

住民に迷惑を掛けたという事例があるということですので、まあ今後気を付けてですね、そういうことのないように配慮しますので、よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで11款の質疑を終わります。

次に歳出のうち、12 款の質疑はありませんか。

明神照男君。

18 番（明神照男君）

この、昨年度に比べて公債費が減額というか、なっておるわけで。まあ、通常やったらこれ、いい形やと思うがです。

それで、自分らは地方債の内容が分からんもんで、減になった原因ですね、要因、減額になった。それはどういうところで今年度、まあ次年度になりますけど減額になっておるのか。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

起債の償還金、元利償還金の減でございますけれども、その理由につきましてはですね、まあこれは起債の償還の年数によっても違ってきますけれども、今払いよう分についてはですね、これまでに借り入れた起債の償還ですので、今ピークがですね 20 年になってました。

しかし、20 年になってましたのでこういう形で 21 年度へ入っていますけれども、これからまあ仮に大型事業がどんどん入ってくればですね、また増えてくるという状況で、1 年据え置きとか 2 年据え置きとかですね、さまざまありますけれども、そういう形で、現在のところピークが 20 年だったと、これまでの借り入れがそういうことでした。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18 番（明神照男君）

はい、分かりました。

先にもあれしたように、自分ら地方債の内容が分からんもんでまあお聞きしたわけですが。

まあ、今年度の予算書を見ると、また今年地方債の額が増額なっておるもんで、まあ当然また公債費も、それに連れて増額なるがやないろうかと思うのですが。まあ自分は考え方がようないきに、払う錢がないき来年は払えんがやないろうかと心配したもんでお聞きしました。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

12 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで 12 款の質疑を終わります。

次に歳出のうち、13 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで 13 款の質疑を終わります。

これで、歳出全部の質疑を終ります。

次に第 2 表、債務負担行為の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで第2表、債務負担行為の質疑を終わります。

次に第3表、地方債の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで第3表、地方債の質疑を終わります。

これで、議案第83号の質疑を終わります。

次に議案第84号、平成21年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第84号の質疑を終わります。

次に議案第85号、平成21年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第85号の質疑を終わります。

次に議案第86号、平成21年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第86号の質疑を終わります。

次に議案第87号、平成21年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について質疑はありませんか。

田辺君。

4番(田辺 守君)

佐賀のその診療所の部分ですが、12月議会でしたかね、先生の意向によって直接診療をしたいというような(議長より「国民健康保険会計予算についてですけど」との発言あり)今、直診じゃないかね。(議長より「まだです」との発言あり)あ、ごめんなさい。

議長(小永正裕君)

議案第87号の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第87号の質疑を終わります。

次に議案第88号、平成21年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について質疑はありませんか。

田辺君。

4番(田辺 守君)

12月議会でしたか、ちょっとあれですが。直診の診療所の経営をですね、まあ先生の意向でしょうか、自分で医療の診療を広げていきたいという部分で、21年度からはその先生の方へ委託をすると。まあそういうふうな部分で、提案理由の説明でも受けたわけですけど、ちょっとそこらあたりが理解しにくい部分があるのですが。

もう一度その説明をしてもらいたいがです。お願いします。

議長(小永正裕君)

大塚健康福祉課長。

佐賀健康福祉課長（大塚一福君）

お答えします。

花田医師の個人開業は、20年の4月1日からです。4月1日から個人開業になりまして、冒頭にもおわびしましたが、その個人開業をもって、徐々に特別会計から一般会計へ予算化を変えていきますという話をして、まあ徐々に6月、9月、12月という形で補正予算を減額してきました。

ただ、今日冒頭で言いましたように、特別会計から一般会計に移行することが国民健康保険法によって収支の出入りがある分については、特別会計を設けなければならないというようなこととか、まあ例外規定もないことから、まあ特別会計を続けて21年度に向けても続行していくということですので、個人開業になったのは20年の4月1日からです。

以上です。

議長（小永正裕君）

田辺君。

4番（田辺 守君）

そこで、看護師さん等と職員は、町の職員の関与ということはどうなってますか。もう全然今はないがですか。

議長（小永正裕君）

大塚健康福祉課長。

佐賀健康福祉課長（大塚一福君）

20年の4月1日、個人開業になった時点から、もうすべて先生の雇いの職員であって、町の職員は関与しておりません。はい。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第88号の質疑を終わります。

次に議案第89号、平成21年度黒潮町老人保健事業特別会計予算について質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第89号の質疑を終わります。

次に議案第90号、平成21年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第90号の質疑を終わります。

次に議案第91号、平成21年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第91号の質疑を終わります。

次に議案第92号、平成21年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 92 号の質疑を終わります。

次に議案第 93 号、平成 21 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について質疑はありませんか。
質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 93 号の質疑を終わります。

次に議案第 94 号、平成 21 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算について質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 94 号の質疑を終わります。

次に議案第 95 号、平成 21 年度黒潮町水道事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 95 号の質疑を終わります。

次に議案第 96 号、黒潮町水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定について質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 96 号の質疑を終わります。

次に議案第 97 号、黒潮町道路線の認定について質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 97 号の質疑を終わります。

次に議案第 98 号、加持川・大井川辺地に係る総合整備計画の策定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 98 号の質疑を終わります。

次に議案第 99 号、灘辺地に係る総合整備計画の変更についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 99 号の質疑を終わります。

次に議案第 100 号、湊川辺地に係る総合整備計画の変更について質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 100 号の質疑を終わります。

次に議案第 101 号、伴太郎・仲分川辺地に係る総合整備計画の変更について質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 101 号の質疑を終わります。

次に議案第 102 号、馬荷辺地に係る総合整備計画の変更についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 102 号の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案をそれぞれの常任委員会に付託します。

総務常任委員会には議案第 66 号から 68 号まで、議案第 76 号のうち歳入全部、歳出のうち、1 款議会費、2 款総務費、9 款消防費、12 款公債費、第 2 表繰越明許費補正、第 3 表地方債補正、議案第 79 号、議案第 83 号のうち歳入全部、歳出のうち、1 款議会費、2 款総務費、9 款消防費、12 款公債費、13 款予備費、第 2 表債務負担行為、第 3 表地方債。議案第 86 号、議案第 98 号から議案第 102 号まで。

以上を総務常任委員会に付託します。

産業建設常任委員会には、議案第 69 号、議案第 76 号の歳出のうち、5 款労働費、6 款農林水産業費、7 款商工費、8 款土木費、11 款災害復旧費、議案第 83 号の歳出のうち、5 款労働費、6 款農林水産業費、7 款商工費、8 款土木費、11 款災害復旧費。議案第 93 号から議案第 97 号。

以上を産業建設常任委員会に付託します。

教育厚生常任委員会には、議案第 70 号から議案第 75 号まで、議案第 76 号の歳出のうち、3 款民生費、4 款衛生費、10 款教育費。議案第 77 号、議案第 78 号、議案第 80 号から議案第 82 号、議案第 83 号の歳出のうち、3 款民生費、4 款衛生費、10 款教育費。議案第 84 号、議案第 85 号、議案第 87 号から議案第 92 号。

以上を教育厚生常任委員会に付託します。

以上のとおりそれぞれの常任委員会に付託します。

教育次長から発言を求められております。

これを許します。

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

失礼します。

先ほどですね、明神議員のご質問の中でお答えできなかった部分がありましたので。

合併前にはですね、佐賀地域の方には佐賀地域の教育を支える会というのがあったがということでしたけれども。これにつきましてはですね、予算書の中ですね 135 ページ、3 目の少年補導センター育成費。この中のですね、19 節の負担金補助交付金の中ですね、青少年育成黒潮町民会議、この名称に変更をされてですね、事業の内容についてはまあ引き続いてですね、子ども会議という名前の下にですね、まあ親子の料理教室とかですね、門松作りとか、たこ揚げ大会等、こういう事業を行っております。

以上です。

(明神議員より「はい、分かりました」との発言あり)

議長（小永正裕君）

これで、教育次長の発言を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 16 時 29 分